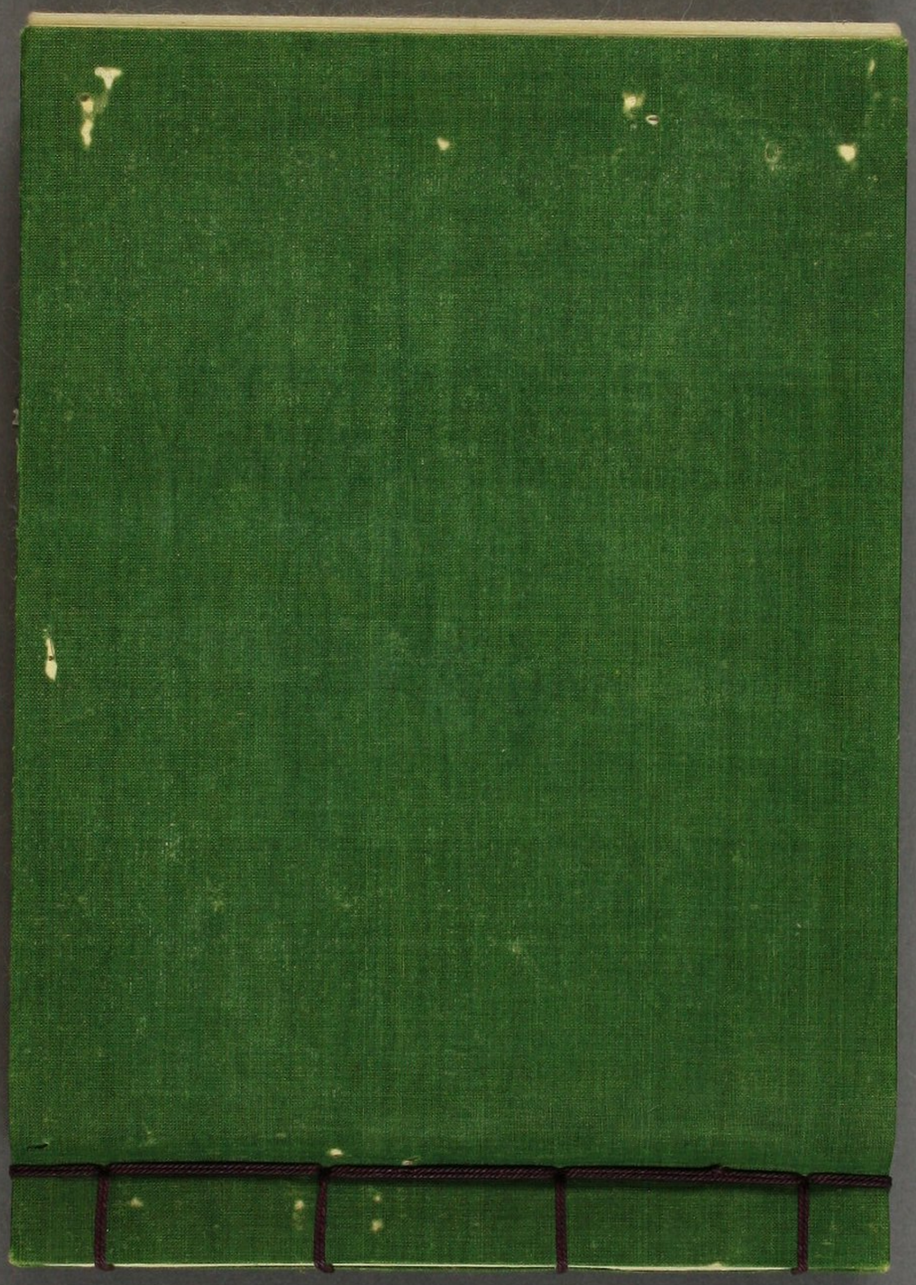

樗

昭明文庫

此物語全篇ハ源氏ノ君ノ
專用トスル所ノ源氏ノ物語ト名ク
一流ニハ物語ノ心ヲ源氏物語ト号
スベシ其ヨリ細ハイミジク源氏ト云物語
アリ其ハ八年ニ成ル源氏物語ハ寛
仁元年ニ成カ寛弘六年ニ見ル紀
源氏物語ノ序ニアルヨウニセルトアリ
又紫式部カ源氏物語ト云リ
奥ニモ見タリナキ源氏物語ト云

アリトスル能ハズ人トシテ学ビカツテ立チ
也サシトモ世物語ハ世都ナキ地ニテ他ニ
混セサル独リ是源氏物語ト称ハ
スルモ可ナキ筆也
物語作者ハ紫式部
紫式部ハ文ニ秀ル者ハ学ル事特異
右馬頭若宮右衛門佐女
宮府ニ勤仕ス良門ノ妻堤中納言
主殿ノ頭ノ妻
雅信卿ノ者特

紫式部ハ是東門院女房ト云ハ集
特作意者ニ然シテ大弐三位ノ方
ホリ出タル也
一説ニ摂津国ノ産ル女ニ出テ上東
門院ニ陪侍ストアリ摂津ハ西国
河内ノ国ニ従一位ト称シ上東門院
雅信ノ女ト上東門院ノ御
紫式部ハ藤原ト云ト云ハレシ
ト改メラレシナリ

生母ト云ハ左ニサマ〳〵ノ説アリ
河海抄ニハ説円ニ母ノコトヲスクシテ
本ヨシタルカ故ニ義母ノ名ヲ改メテ
生母ト号セラレケリト云ヘリ
二説ニ藤母ノ名為ナラストテ義
ノ字ノ多ノ二カリ ニ生ヲ改メラルヽ 清和説
或説ニ陽院ノ召メノトヨシ子
内院ノ系ウセラルヽトテ和立カリ
アヒシ以名セト申サセルヽトケンニヨリテ

ケルカリ母ノ義ノ字ヲイフカリ
或又説ニ名ノ他身シトヽ
一説ニハ物語ニ親おもの名時書テ
母ノ母ヲ禁ヨサセタルヽト云ヘリ説ハ非
時代 一条院 寛仁ノ始造シ 播磨説 康和ノ書ニ
法布 寛仁康和ノ百年餘ニ
サレトモ世ニ聞ヘリ後成ノ世ノ比
ヨリトヽ

物語ノ起 大納言 村上天皇女十宮 選子内親王

ヨリ上東門院ヘ所望ニヨリテ宮女
達ニ作テ作ラセ給ヒシ、主殿寮
ヨリ大神宮ヘ奉ル内裏
ヨリ上東門院ニテ五代ノ神楽ヲ奏ス 寛弘七年
是ニ能テ文ヲトリアツメテ河海ヲ著ス
シルセルヲカキアツメシ
紫式部ノ上東門院ニ宴トシテ行ル
ヒトヲ上東門院ノ大神宮ヨリメツラカナル
初穂カ給ル上所ヲ申サレシニ宮内卿
作ル古物語ヲ見サセ給シ
作リテクダテ給フ人ヲ申ス作ラシ
ケレハ昂作テ奏シ給ヒ
月ヲ詠ル
一院ノ上東門院ノ作ノ歌ヲ
物語ニ面白シトテ
八月十五夜ノ月湖水ニウツリテ心ノスミ
渡ルヲ見給ヒテ物語ノ作ヲ
先源ノ明石ノ巻ヲ書給ヒ

是ニ依テ源実朝ノ建ル所ノ寺ニ
成ケリト云シ如クニテ寺ケンと云ヒ
石山寺ニ詣シテ御願ノ趣ニ御起請
アリトテ書カリテ書ク所ノ事ニ
事ハ皆ナシテ奉リシ程ニ行
ニ詣ヲ申セラレテ祈願ヲイタサレ
ケルトテ江州寺ノ人ニ問ヒ奥ヲ
加ヘシケントアリ
二説ニ石山寺ニ直ニ対面ノ話ノ趣ハ

ソノ言シヌヨリキニトテ佛ニ対ケン有様
其ノ料帯ノ有ル中ウケテ難
シテ源ノ明ノ名ノ事面メケン
扨ニ羅漢懺悔ノ為ニ般若ノ一部
六百巻ヲ一年ニ自書テ奉納シケン
ト云寺ニアル史源アリ仏ノ有様
イヤ貴ケナキ事ヲ知ラズ
其ノ後ノ事ニ
右ニ奉ノ八百年ノ中ニ一事ノ出来
ソコノ紙ヲ

ケレトモ作ラレシハ時ニ左衛門内侍讒言
シ給テ日本紀ノ局ト名ツケラレキ
此事紫式部日記ニ長ク見エタリ
一説ニ西宮左大臣安和二年太宰
権帥ニ左遷セラレシカハ藤式部幼ク
ヨリ馴奉リテ之ヲ歎キケルニ大斎院
ヨリ上東門院ヘメヅラカナル物語ヤ候ト
尋子玉ハセ給ヒケル時式部ニ仰セラレシニ
作リテ奉リシトイヘリ

一部ノ大意ハ面ニハ好色妖艶ヲ
以テ建立セリトイヘトモ作者ノ本
意ハ人ヲシテ仁義五常ノ道ニ赴カ
シメ君臣ノ交父子夫婦兄弟朋友ノ
交リヲ教ヘ男女ノ交リヲ以テ
人情ノ離合ヲ教ヘ好色ヲ以テ
夫婦ノ別ヲ知ラシメ終ニハ中道
実相妙理ヲ悟ラシメテ盛者
必衰会者定離生老病死

古の婦人の道にて淫乱を
禁じ一アノ作意天台教法
法にて巷の立ち方を
中ノ檀那法華僧侶の
説りて天台一心三観の無眼文
りとなり
此物語男女の道の当とすれいい
毛詩関雎桑韓斯の徳を通法世
の始なれにナラヒテ并に易の家人

ノ卦ノ四ノ九ニテ本とスルノ心ヲ明ス
家人卦彖曰家人女正位於内
男正位於外男女正位天地之大義
天地ノ大ノ位陽ヲ尊ミテ卑
セザルハナラズ之ハ是カ女位ノ内ニ
ニ男ハ位ノ外ニ正シクスルニソレ
婦乱ノ方ニ可ハ乱カラ天下ノ乱モ治
ヌルニソレヨリ角ル時ハ天下治
故ノタメスルン道トナル也

凡言好色ト見ナスハ言葉ニ
サテ大学ノ源ニ心術身ノ所
治国平天下ノ一節ノ大意本末
毛詩ノ思無邪尚書ノ謹字
礼記ノ毋不敬皆此物法ノ上ニアリ
然ルトキハ心ヲ付テ見ルベキ事ニ
ナリ上也
又曰荘子ノ寓言ノ模倣シタル
寓言トハ他人ニ託シテ己ノ言ヲ借ル

上ノ意ヲ荘子ノ文法ニ名ヲ作リ
出シテ称リトシタル段ニツイテ宜シ
キイフベキコトヽリ実ノナリ
今世ノ法ニイフ処ノ法ニモ其要
ヲ得タシ其人ナシ言アラハスハ実
是ハ一部ノ建立ナリ
巻ノ四ニテ并ニ文脉文法ハ司馬遷
カ史記ヲ本体ニ表ハ桐壺ヨリ
白言ニ至ル世家世表ハ活ナ結ヲ

以テ此ノ列傳七十卷ハ並ヲ以テ
擬ス也ト雖モ文ニ於テ句引馬
ノ段アリ
其和ノ日記ニ今日ハ里ニイテヽ
史他トニツニ法ナトアリ故史書ニ
通ニケンヲ明ケシニ
一字ノ褒貶筆誅ハ春秋左傳ノ
法ニ是ハ一字ニテ人ノ得失ヲ明ル
メン義ニ此初結ニモテ二ツハ一字
ニテ人ノ褒貶筆誅ニ名ヲ正ス
貶ノ褒貶ハ資治通鑑ノ文勢
司馬光ノ得ルヲ以テ是ハ
第子地トテ行キ少モ批判シ
タンヲノアンリ云也
此初結ノ作ニスヲ以テ
ナヲヲいナヲヲ
仮清時代淮撥桐壺ノ帝ノ
延喜ニ比ス其ハ延喜ハ醍醐主

ニテシニセシカ代明ナリ様ニ見エ
サテ日蓮ヲ人アテニ申出セル
基源ノ家ニ日本国史ニ二代実録
不存奏聞ニ和二年八月ニテノ事ト
シルシテ其後ノ国史ナシ如何ト
シルス、張朝ノ帝ヨリシルスルノ
国史ニシルシカニ広度ト
漢家ニモ孔子ノ春秋ヲシルサルル時ニ
西方ノ麟ヲニテシルシテ筆ヲ絶シ

又左丘明カ周ノ元王貞定王ノ時代
ニテヲシルシテ考王威烈王ノ
ヲヲシルサス然ルニ司馬温公カ通鑑
ヲシルス好威烈王廿三年ヨリ
シルセリ是モ考ニシルシヲキ
ルアルニ如何ニ字多ノ毎ヲシル
サヽルモ行ハレ叶ハヽ
度シハ桐壷ノ門ハ発ル朱雀ハ天慶
次家ハ天暦ハ三中宮ハ天長

ものおもふ色也

金三ツノ石書ノタメニテ光源氏ノ

雲居雁ハ性ヲ一世ノ源氏ノ

ノアトハ和泉ノ式部ト色好也ノ人達

トハサシテ石関ヒヒノ物語ハ珠ニ道

シルヒトシクハトヲ作物語ヒ

大綱ハ高人ノ面影アレトモ和語ニ於テ

ハアナカチ上事コト彼ノ模ヲ引ナシ

天慶ノ比門ハ後ノ皇胤ナレトモ

子トモ世物語ニハ朱雀院ノ御子ニ

今上アリ天暦ノ比ハ皇胤アレトモ

冷泉院ノ御母ナレトモ作者

ノ思フ所アルヒトシ原氏ノ

安和ノ右府ニ比ストイヘトモ好色ノ

方ハ道ノ人達ナレトモ中ノ風ノ

学ヒテ五條ニ條ノ后ノ物語ノ後

紫式部高侍ヨリ伊勢ノ斎宮

クヤシニヨセテ六條御息所ノ人スメ

所天ニ具シテ下ん副ノ情分甚ノ
ナラス情ヲカケ聘リノ結フ名
皆日也アルヿ又太上天皇ノ号
モ漢家ニハ大公ノ旧蹟本朝ニハ文武ノ文
皇子ノ先繼ノ振ふんなにつしノ
四時ミカト事ニテ和朋アラハサんを
ひ故ニ長ニ下ニハ延喜ノ門ノ
三位ノ子ノ多ノ事ハ或桓武
又ハ陽成ノ御童ノ門ニ惟仲
之大臣伊周ニ示ス文原中ニ擬
スナト云一家ニ古ハ源氏物語
イラすんノ事モキニ依テ略シ
又源氏ノ作者 又ハ名ハ紫式部
天皇御子西ニ係右大臣源之
ひ人ノ横ふんん養男ニツキテ光ト
称スルハ廣博右大臣歟之
ノ子重之ノ孫ノ天下第一
ノ美男ニ世キテ之ヲ称トナリ

是ヲ以テ稱ス

一在ノ源氏ハ延喜第一
皇子西宮左大臣高明ヲノ例
ハ公卿ニ昇ル事ヲ再ヒカヘス
高明ヲ流罪ニ被ル時ハ源氏ノ名ヲカリノ如ク又高明ヲノ如
更衣周子左弁宰相ノ如ク更衣
腰ヲ折ルヲ以テ
須磨ノ浦ニ流居ノ人ハ行平中納言

是ヲ以テ稱ス流居ノ輩ハ雨ノ夜ヲ
テ京ヲ遠サカルヲ周子ヲ東征ノ
ヲ以テ
又海邊ヲナトニ立ル行法ヲ事ハ
菅原朝臣寧家ニテ叡文ノ法ヲ
七日天ニ祈リ奉ルヲ例
帝位ニ御ス人天皇ノ号
ノ無ルヲ漢ニ和文太ニ和漢
初例

法藝法道に通ずる事心得たる人
信ゝ人の面カケシ拙ス
三家の人に至る事延喜の頃より
文彩太平の相こゝろんとして文彩八
ツクリ号律に保明くサ（ヤスアキラ）ニテ早世（ホウメイ）
延喜の代の前拙ス
絶に世代の作物語トシテこゝん
ハ事実に非ズ昔シ毒世トイヒ
唐ノ人ハ中ニテトミ事ゝんハリニテ

皆沈没アンシ心法ゝとなる世人
ソタニテ古今の故事ソせんと
作物語ノコトニナツミテ皆ナ中ク
口にてカセテ事ゝんやうに語れい
事実に非ズ但世ノ事ハ有ミ中
事ソ設ケテ事ゝんを作ル
代物語ソ源氏物語と名ツクルハ
乃源氏ノ源氏ノ一ツシルスニ依テ
ナレトモ下心アリ水ノ源トスルナリ

序ノ序ニ曰ク水ノ後ヲイヘン
物語モワカナン彼ノ狂言綺語
ナレトモ世ヲ救ヒ世ノ中ノ憂ヲ慰ム
歟源氏ノ流ヲクミ小野河
巨海ノ源キワイタセン同ジキヨウ
ニルセン天皇ノ代紀七十巻
其ヲノ聖意興廃ヲ今眼ヲ
見カガミニシルセリ
誠ニ是ヲ所ナリテ後ニ出セン
非スサリケナリテ式ヲヤケ和ニ
人ノ心ヲクミケヤマトヲ言ヲ
情ヲシラシム立ナニ佐ノ内ニ男女
ヨキ悪キ振舞ヲ所モテ善ヲ勧メ
悪ヲ懲スヿ元亨三年篇ノ中ニ
鄭衛煽奢ノ淫ヲ載ント心ヲ
ナレトモ物語ノ上言事ヲ紀メ不
古事ヲ記メ是ヲ貶サヤケ
善悪ヲ見人ノ目ニ隠レン事

元有職ノ振事ノ作法ノ道ニ
ノ話ヲ〳〵テモ〳〵道ニ於テモ時ニ
ツケ事ニフレテ教ヘサトスヲ
肝要トスル愛上世間ノ作ノ
事ハ人ノ儀義ニヤサシキ礼義ノ
ヒシリシテ立ル和シテ優ル
特男女トモニ心ヤラメ心モチ丹ナト
ヲ心ノ所ニ結ビ付ヘシ
第拾弐稱義ノ順法御法度
物語長法ノ物ニ文俗人ノ所作
法度義法ノ皆此篇ニ付テ
長法事有ヲ又事ニ河ヲ
人百人ノ為ニ物ヲ事ニ多先事
ニ作サマニ上下作事也男ト
水鏡ニ九ノ物語ノ中ノ人ノ振舞ノ
ニル三貴ト稱キニ作ニ男女ニツテ
モ人ノ心ノサトラシメ事ノ話ノ教ヘ
ストヲ〻ナレニ書

後鳥羽院の百首歌合判詞に源氏物語
物語りにすなるこの日ごろ世にあるものにて
定家卿に源氏物語は紫式部の
ノ極りい物かりなりとよめり物語り
こしいりこ口に面白りうるに徒なれ
ども実にて引こみ中に不審のヒラアれ
源氏物語に取りんいナシ
藤原俊成卿に源氏ノ世語に
物語に取りんいかんいトアり

鴨長明無名抄に源氏物語は
タんーつつ足トく世ヒトウナラスメウ
ラカニ式部ユレ源氏に佛がコモ名ンこ
ミヤトコリ式ユレリしより後物語ハ
クトタヤスカリみ（キ物）是ノ式部
ニテウクラに源氏ニサリメラレ作り
出人アラレヤウカニ宇治保行より
頂きトの物アタりトテミテ心チニ
サカリ作出シテレ文ノシマヲトい完

又ハ十りトモ云シ

後鳥羽院御書状ニモ教長卿ヲ

源中ノ見作ハス共ニウタテキリ

ト載テタリ尤和歌ノ奥區ナル初

諸説不同アリ草書中古ニ事

ニテ有ラ共ニ（キトシ）

行成卿自筆ノ本今ノ世ニ伝ラス

大略源文行カナハ八本ノ内ニテ

接名元抜ニテ亦ノ如トセリイハユル

二条帥俊房卿　冷泉中納言俊房卿

堀河左大臣俊房公　号英者帝　左大臣ト云

後信濃守子中　号嘉子ハ五ノ大臣ト云

従五位下兵部少輔　号京極小輔

世俗ニ信後成卿

京極中納言定家卿　号青表帝

名流ヒトリトシテ皆是同アリ

上所用是ニ

河内守　河内国ニ被行カ如

是ハ人名ニ付テ処ハ切ツ或ハ綴リ

筆理ツケタル物ニ也ト云フ或説ニ
作者ノ本意トハ遠シ アリ
南流ハ定家ノ書記帯ノ周之
水京生明ヨリ河海ニテモ皆河内
知流シサレトモ書ヨキ処ハ南流ニモ
同ジ定家ハ伊勢ノ国ナトノ
ニテ生ヒタル方ニ居ハ漁ケトコ
ナトハイヒテ右織リ立ルトテ又始ル
タルニ書ハ只河ノ歌ヲ述作ノ処ニ

心ノ付ヨトノ教ナリ
ナホ耕ヒ知河内ヲ指ス者帯
ニモ此又一物名別ノ物ナリ
伊勢ノ事又ノ物ヲ指ス同ジト云
諸枕ハ奥入伊行作定家出加
物語本奥仍号シ河海ニ物し
定家卿奏シノ雑家ノ注ノ奥ト
号トニ定家ノ奥入ト号スレトモ
根本ノ述作伊行ノ

水原村大監物之行作　笠原村　素庵作
源平最後村　昌ケ　けこつい河内ノ
河内村廿巻　遠藤左兵衛尉盛政作
善盛ノ頃遠藤ノ世孫ヒコニ　ヒコニ　南ノ是ニ
河内方ハ七十ヶ村
鶴岡八幡宮　成島右京亮　但安
右ニ遠ノ　ヒ　ヒ　大西左京亮
望月ニ依テ　ヒ　ヒ　善濃掃部
信ニ　ヒ　ヒ　ト　アリ

是ニ青表紙ニ　ヒ　ヒ　ト　アリ
ケヌ事　ヒ　ヒ　村　遠藤左兵衛尉盛政
遠ノ村　ヒ　ヒ　皆　奥ノ　ヒ　ヒ　ヒ
青表紙ノ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　河海ノ
ノ百村ナクシテカ　物語東雲
ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　河海ノ　青表紙
ノ表ニ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ
河海村ノ所ニ　伏見宮院坊ニ　ヒ　ヒ
河内郡ノ右ニ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　編纂ノ

勝員ノ事ハ[illegible]ト[illegible]是ハ弘安
源氏編集ノ[illegible]ハ名方八人同新
二ケ條ノ如ニテ勝員ノ使スル
同席ニ於テ醍醐阿闍梨ハ[illegible]彼
[illegible]ノ分仏ニ作セテ方集ノコト
トカシメシ例ノウツサレケル里方ノ人等
定メテ[illegible]ヲ[illegible]
源平雖[illegible]古来法ヲ[illegible]

切籠人ノ元テ[illegible]ニ詠スルカラスト切ノ

取ハ不若トモ一家アレトモ人ノ元ノ[illegible]
撰集ニアリメニ立
[illegible]

持佛堂

ナカメハ人ノヤミモ心ハカリ極ノ里ニ
スメル月哉　トヨメル彼桂ノ巻ニ
思ヒムセヒハ人ヤミモハテ　ヤウハ[illegible]
人トキコエタリ　ケダ[illegible]
又如信ノ[illegible]ハ[illegible]モアレトモ
是モ作例ナリ

六百番歌合　恋

鳴神の羽に風をかけて雲を
流す夕立の声　刺士左衛門督

雲居にはかけて
キカしりそ伝ふ船なる時雨　刺者

石か雖却る夜衣春の河ゆかいかてる時

巻ノ名イ九巻ノ名ニ四ノ
巻ノ一ニハ河ノトリ二ニハ河ノトリ
三ニハ河ト河トノ二ツトハ四ニハ河ニ
河ニモナキ河ノ心ヲ名トセリ
天台ノ教ニモアリ一ニハ空ノ二ニハ空門
三ニハ亦有亦空門四ニハ非有非空門
コレニ比スルトキ一家アレトモ名カクキ
天台ノ教ノ門ニ比スルトキハ一部ノ
作者ノ家ニワレンカヤウニシレシ

巻ごノ名ハ毛詩ニ名篇ノ例アリケレ
ハ如此也
毛詩ニ取云名篇ノ例毎篇多
不過五十後取一或偏挙其字或
全取一句偏挙則或上或下全取則
或尽或餘亦有捨其篇首揚章
中ノ一言或後就篇遠ノ文似
現以定称ス

後取一字篇ノ名ニ只一字ヲ
云出シテ字ヲ加ヘテ名トシタル准ス
蓬生 ヨモギ生ル所ニモ蓬ト名リタルニ
生ノ字ナシ 夢浮橋 夢ノ字有リ
アリ浮橋ノ字ヲ加ヘテ名トセル
或偏挙其字偏挙則或上或下
ヲ以トリテ名トセル准ス又ヲトリトルモ
用ヒカヌアリ 第十 宝塔養
死敬里 澪標 玉鬘 沙汰 幻

柏椎　椎年　東屋海　うと
ゝりとん若葉ゝの中ニ二字ヲ加
アレトモ若葉とハ云ヒカス
或金亀白金剛或金或餘
ゝト訓トリとん又ゝの訓トアレトモ
ゝ強ゝとん所アんゝ多新来橋也
賢木須千明名榊榧しゆ
初子　萱　蓑夫　若葉　柏木
鈴虫　繰角　蜻蛉　とゝとゝの訓ヨリ出ル

南瓜訓アリゝゝ南ト分リアリ
蔦葛ゝアリ訓ハ葛ノ蔦アリ
青苔ゝアリ訓ハナテこつトアリ
胡桃ゝアリ訓ハ蝶トアリ
行李ゝアリ訓ハしゆかうトアリ
藤袴ゝアリ訓ハ蘭トアリ
真木柱ゝハ一キノ柱ト訓ハ一キ柱ト
横笛ゝアリ訓ハ笛ト分リアリ
紅梅ゝハ梅トアリて訓ハ梅ト

異顔字ニアリ西京ニハワラヒトアリ
羽ニ顔トハカリアリ　寄生ニ
アリ羽ニハ音疑字ニヨリ名義アリ
亦有捨異篇目撮章中ニ一言
羽ハカリノトリムレノ准シ　欄　野方
柄枝　蓋素染　名義　白色アテ
竹河　手習
或後遣ノ文似ル既以変称
羽ノハカヌリ人ノ拭テトレ　紅葉賀

賀ノ字代巻ノ羽ニナシ他巻ニハ紅葉
賀トニ羽アリ　紅葉賀ハ宴ノ
ヨシトアリ　絵合ハ巻ニ絵ノ合ノ
字アレトモワカス　又毛待其篇名
アリテ言ナキ物語ノ六篇別ハ物語ノ
変遷巻ノ次ニ狭衣巻ニ須ク

桐壺

此巻一名桐壺帝の載或分奥編
有名ゝ謬説也一巻二名也
桐壺帝載ゝ給ひ此巻の由
御子のつぼねの名みやすどころ
きりつぼゝと云ふ人すきやうも
よかれぬ故也
此巻ハ以何なれハ名付
きりつぼ也と桐壺ノ子ノ局

まゝ寺よりおくられけれアり
柳童ハ大白夫人ノ侍女ニシテ
源氏ノ母君ニ仕ヘ居ケル者アリ
扨源氏誕生ヨリ十二歳ノ
時ニ母君ヨリ但馬ノ国ヘ送
心アリ十五ニ家を立ノ出モセル
ヘシ仍テ常丸ノ年十六歳
ヨリ一人ノ下ヘ入レ申ス

こゝを乃崎ゆゑ
ゆゑ湯ノ縁ニシテ名付タリ
此ノ合ノ内ニ名作者ノアラハサスル
同伯ヘタルヘシ世ニ知レ初ニセ
タリ其後未ダ未ダ見ル
作者アラハレサル侍人ノ雖ヒ女
孫ニ当ル女房ニテ世ニ名ヲ
知ル者アリ人ヘ云者ハ羅
同者ハ仁ニシテ名ヲ知リノ者

仏ノ家ニカヘリ給ヒ仏ノ御イトヽシ
トテ手ヲ引キ給ヒ手ヲ惑ニ浮ベル
ヲ仏カシノ地トイヒ鞍馬ノ小山ノ
何カシ寺トヲ云ヒ同シ
長谷寺ノ観音ニ願ヲ重ル思
領国ト申テ京ノイヽ人ハ都ヘ
花ヲ奉ル観音ニ北野有魚其名
為観トアリ小宮ヒトヽ冥ヒトヽモリシカヒ
喜ヲ申サヽ給ヒ故ヲ法ノ力

ヤトアリ
伊勢集ノ歌詞ニ云ヒ
あるじの大ぎみやすかときこえける
ものをもとやあるとこゝろみんとて
けりとて伊勢集ノ歌詞ハ
書ヲ云ヒ此ニカヲ抜ナレトモ
天アリ伊勢ニ喜ノ侍ヲカヽ
ヲ思ヒ出ヲ書ヲ時代ノカリシテ云
初ノ月ヒリテ喜ヲ別ヘ

四十頃ヲハシテ心形ヲ労シ
作者ノ都鄙シ 要メ著述ス
抑ソサシロメテ云ク人倫蒙ル方ナシ
いう夜の明るのとイヒ知ル所ノ一アリ
シリヘスシテ既ニ終限ナシ
御ノ字ハ尊ブ称ニ取ツテ
ヨトモミトモヨムベシ
女御ハ天皇ノ妃ナリ
周礼ニ三夫九嬪ス七世婦八十一
女御ハ比三位九卿サセ大夫八十一元士
大夫ニテハ女御ハ八十一元士ノ位ニテ
コトノ多ヨリ多ンヲサレトモ
日本ニ用ル要ハ位ノ次シ位ノ次シ
女御ハ女位ノ三位ニ位ニ当ル
日本ニハ雄略天皇七年ニ求稚媛
吉備上道女 為女御ト是始シ
日本ニテ女御ノ数多ヲ
文徳天皇ヨリトスル

更衣ハ女官ノ名ニ是モ漢朝ニテハ
漢武帝始テ也ソノ名ヲ更衣
漢書ニ出ル我朝ハ
日本ニハ仁明天皇承和三年五位
已上ト(ソヒトツノ)ハ直授従五位下ヲ更衣ト名ヲ
漢書ニ更衣者便殿ヤ[illegible]
便殿ハ寢側ニ別殿也[illegible]
号更衣ハ[illegible]於後書司令[illegible]
四衣ヲ[illegible]ハ[illegible]

サテ更衣御局所用ヰマン名ヲ
トテモ亀ノ字ヲ[illegible]トモ用ヰマ
ヒトツ水東ニハ[illegible]更衣トヰテ
後ニ御局所トアリ九[illegible]
三ニ[illegible]只[illegible]モ用ヰマン
[illegible]御局所ト
[illegible]是[illegible]
文[illegible]心[illegible]
所ハ[illegible]
所ハ[illegible]
天子ノ[illegible]

カフル所ナレハ同シク所長所ナリ
同事ナリ二ツニイフウルンヘシ
栄子物語サセミ所更衣ナ
事カカムスメ受領ノモ時等ノ
ケルヲ女中世ニハ戈ホロケ人等ノ
ハヤ初ニナラシタルニイトアヤシキ
也ヽ　手ノ長ハ別ニ女ノ名ハ知ラレン
又更衣無官ノ名ハ長所ハ
房ノ名也ヽ

一説ニ皇子誕生ノ時ハ長所ヽ
又ニ皇子アレハ御ノ長所ト
ヽ也トアリ

延喜御代后宮二人　一人ハ皇太后宮
一人ハ中宮
妃一人　御息所二人　更衣十九人
都合廿人ニ成ル
皇女　名ヲ西御方ト云ヒ
桐壺院后宮名ヲ承香殿ト云ヒ
御息所　長所　東宮　妻　姫

一人 八重姫

更に二人 桐壺 後藤右

太右 弥徴右 姫 後藤

び物語に事載んと処七人也

ことなるもしてはすくあるま

毎止事也 不止事 やむことなきに

物メテ上鶴人ヲ云

伝る事人ハ下ヲサシカレメ初ましい

カヒコトナシトモメメん羽し

やンコトナキハハアラスト桐壺ハ

シカシテ云伝物語ニ伝ハアラス人ト

ツヒトハ云へシ

まるをみめうるはしかりけり

時 ときより 時より婦人より

人 メノトナトニ 新し 時ノ物語

時宜アルトシ 寵ヲスクシテ

出仕ナラヒナキ人ハ

えらめる物ヲ見ルあり

はしの女御の家ノ中ニ不猶女
ノワカテリ狐いとはしあり給ふる
と、敦忠ノ中ノ女御ノ女御ナレ
狐里ノ威勢ノタノミニ或ハ猿
ノ旁ノサシハサミテ狐コリ時ニモアハシ
トヒ人ニハ見ル人ハ見ル人ノ目ニ能ハレアルヲ
メヤシリ見ルシ
めさまし　さめ　天ヲシリ見ル
詩ニ冷眼ナトイフ
世伝ニ目ニアヒテ相ナラヌ
ことを　猪
ヲトシイシ見ル人ヲサントスル
同一種ノ狐ノ古猫の
ヲナシ狐ハ平ル同別人ニソシ
下猫ノトハ非ニ不ニ信ナリ
ナリ人ニ　ヤシコトナキ人ニ
子タニアシトシテソシリ
人ニハスカラス思フ人ハ狐ノ
思狐人ヲ手ヲアル和ナシ
人ハ嫉妬ノ心ヲ二路トヲシ

ニシテト云羽ぬけて下臈ノ始ナリ
事ハカキナリ
あさ布ノ[illegible]のよつくてつ[illegible]も
私 [illegible]羽[illegible]ノニ鏡ナミ但鳥ノ羽ニ
いにしへよりをしへての[illegible]之[illegible]く
[illegible]ハ[illegible]あいさいうへを
テ其集ニあるうたに[illegible]侍るを
[illegible]ナヒ[illegible]ハ[illegible]
ノ織かナラヌ類文ノ[illegible]カヘニ[illegible]
テモト云んアれん

人乃心をたねとして 根と称ふ
ゝノ心ヲ動カセハ鬼心ヲ動ク理也
人ノ根ヲ本トミレハ若キリ[illegible]ナラヒニ
あわれ[illegible]山の[illegible]た[illegible]
おひ人の[illegible]ナトイヘルをも[illegible]や
[illegible]あつく[illegible]ゆる文字法
日本紀ニ伊弉諾尊神功既畢
霊運当遷 [illegible]之[illegible]ノ字
シアルシト読セタリ
[illegible]例カチニ[illegible]ハウナん中[illegible]

ぬくもりもなし　里うちなるに
里住カチナレトモ
いとくあるに気なるゆゑ
里住カチニ後ヲカチナレ二ハ
訳切ニ見ニ出てすんし
人のうしろ姿もえそうに長くて
人ノ傍近ヲ寄メサヌ様ニ
世のためしもなりぬべき
こゝ後ニ出て之ヲふたまつる程を
世のたりもぬ様ニ　考

けう法師ハ玉言ニ引ハ
うんたちめ人人なども
上達ア郷ハ成上人を言し
あいるうめ泊ろうめつ
こゝ和ニ也　アチキナキ
目ツリ公ハい在ま長恨ニ侍ル
字ハ　ア
京師長吏ハ是側目ニ侍
文集上書人已被揚此逆側目ツ
トアリ　ア長ハ引チ五テ人ノ訪リ

月ヲリハムルト書ケリ

或母遺恨アリテ見ヲ捨シ
ヲ捨ル事ヲ人ノ恥辱ナリ
ヒ和ニムカハシメンヲ善悪通ス
人ノリヲ子ニテ打モムカハサル和ヲ
畢竟カハユキ人ヲ
もろこしも〻ろ事ハ世ノ
ヲコリ起シ又驕奢自起ル
カヒ〻ヒトハ物ニ〻ヒ家アルトモ
婦人ニ付テ天下国家ノ乱ト成ル

事多シ此ハ好ミ家ヲ
モロコシニモトヲヲ揚ルノヲト
シルハ君シ殷紂ヲ周王
ニ比ス夏桀ヲ幽王ニ喜ヲ
酔西施シ乱ル無道ノヲヲ
ヲシトモ此ハコヽニ似タリ
世又乱ノ世ノ乱トナル人中
独ノヲハナシ集付天下ノ世ノ
悪人ヲ事喜如モ三ヲ仁ヲ通也
世又衣ヲ上ル人ニテ家ヲ

拍子ハ人ノ門ヲ人ノ拍子
ヒクキヤウハナキ所ハ
ヒクキヤウハナキ所ハ
ヒクヤウニスルコトヲ
ヤウ〳〵アメモ
アメシリヨイ天下ウテヌナトヨリ
上ノ用ニ用ヒラレヨリ上ノ用ノ
遠ハ用ヒテヤスケレトモ
ウ人ナトモアラウ〳〵
トイヒ義ニ天カ下ノモテナ

成テトイヒ次第ニヨタテ
一人ノ行道キヨリ
ヤウ〳〵ノ用ヒ
アラウ〳〵
ナキ人ヒ又元道
元道ノ人トアリ
ヒヒヒヒ
世ノ人ヒヒ
ヒヒ
楊キ

楊貴妃ノ事ヲ行テ云
四位一笑百媚生ス六宮粉黛無顔
色後宮佳麗三千人三千寵愛在
一身トモ果テカ事ハ[illegible]ヨリト
桐壺ノ門ノ更衣ニシタシ給ヒ
所ニ高ク楊貴妃ニ比シテ称セラレ
タリ[illegible]ノ河ヲカリテ一夜ノ
好逑ノ事絶ハ甚ヲトイハンヒトテノ
教場ニ楊貴妃ノタメシヲ引出ス
トヘ云ヒヤリ作者ノ意趣スクレテ
[illegible]

楊貴妃傳ヲ知明恵善巧便侵
先意希旨トアリ甚利口ナル
事ヲ見タリ又叔父呂氏春秋別
ヲ玄宗ヲ太平天子トイヒテ
玄宗ノ治ヲ興ロキトイヒシ人ナリ
カトモ楊貴妃ニ寵ヲ失ヒテ世ヲ
去ル又門ニモ玄宗ノ[illegible]
色ヲ重シ給テイカハ事ヲ出ス
トヲ如シシサレト桐壺ノ更衣ニ寵
カヲ[illegible]上ラフシクヒウリシキ
人カラ

前ノ手ロコシニモトイフトハ別紙見ヘシ新皆ニハ一紙ノ抄ニ注アルヘシ

宗和ヨリ別紙ニヨル

ヒトヘニ手ヲ敬ヒ人ノ心ヲ

ハシタメキトハヨハキ和ニツヨリアル

ハ和ナルヘシ女ナトノアラハ和イフヌ

ハシタナキトモ云

何トモスミヲクヘキ遠慮ナル事ヲ

ケレトモ也

かくのごとくなるもの

東西ノ文ニトリテハ遠ヒカタリ

遠慮ナル事ナレトモ帝ノ心ニ

ヨリテ二シラヒ居ラルヽトシ

ちゝ大神もなくなりて

是ヨリ元弘ノ俗ヲ立

元弘ノ文ハ楊本ニ見ヘ

現在ナラストトシ

天武天皇元年改御史大夫ヲ

為大納言ト云ヘリ何ノ事

[illegible]
東れノ母上清湯ノ地ニテ男ハ
南ニ信女ハ[illegible]信れ[illegible]尚長書
[illegible]小方ト号スルを小向信
[illegible]ノ梅庵ト号スルを小向信
行ツ有シ[illegible]

[illegible]の人のよ[illegible]あるて
よ[illegible]あるて[illegible]ト白シ切テ掘ら
[illegible]ありてより人ハ[illegible]
ヤスラカニキコユルヤ

イミシ[illegible]ノ人ノトハフルキ人[illegible]
ヨシアルトハ立[illegible]アルナリトエン
[illegible]れノ母上[illegible]稚姓を[illegible]人トシ
[illegible]二歳ノ男ニシテ
世御更衣タメチナリ
[illegible]あるして世の[illegible]なるの
ナシアタリテ南何シ
世ノ[illegible]ハナヤカナルトハ歳ノイキ[illegible]
ナトアル人ヲ[illegible]聲華白氏集
[illegible]
桐壺更衣ハ孤獨ノ

ナレトモ無名ニシテカタク
ミモ文トラヌヤウニアハカトアレツ
シラ名ヲ〜ハラ〜ヒラ〜キ
永和ノ花ノ木ニ名ヲナトカケ人ニ
ヒ知テシレシ海ニ世ノ有様ナリケル
ハ〜シ ハカ〜シ山中ハ梅ノ実ニシキナト
ミネハ人ハクヤンハカナキトハ憂ニシ
カラヌ事ニテ生ル涯メ程モ
ヲモアルカナ世ハ有ルカ
実事ニコトヽアル世ハトアリ

仏事ヲ事ヲ多ク時ハ心平生ハ
仏ヲミモナン人アシトモ事アラン時ハ
ウシロ見ンミナ和ナキ心ヲ
面ムキノ時ハ無名ノ名ニテハナラヌ
事アシ入ヨリ所ナカルヘキ
捨ヨリトコロ 又無頼ヨリトコロ 依所トモ
ナレ乃世ヲモハ知ラヤ人ヲ
若世ヨリ捨ル法ヲ繁ニケンカトハ
実ニ捨ルヨリ法ヲ細ク世ノ
ニテ事ヲ知レ

キヨウハ清也

玉ノ光ヲ見テ、玉ハ光ヲ消シ
毛行生菊一束其人如玉白駒
林有樵野有死麕白茅純束
有女如玉　吉而　野有死麕
人ノ德ヲ玉ニタトヘシ
玉ノシルシノコトニ形ノキヨウナルヨリ
タトヘテイヘリ　玉ノ清ドトリナシ
タルトニ成　等級品別分ケリ
マケタル玉ヲ
明珠
アカ玉ノ光ハアリト人ハイヘト
有　人　謂

君
キミカヨリヒシ　貴
タウトリアリケリ　有
日本紀ニ豊玉姫ノ名普ク名号
キラ〳〵シトヨミテアハシミテ又カリ
ヤシナヒトヒトヒトヨカラシトキホシテ
御妹玉依姫ヲヤリテ養ハセタ
フ時ニ玉姫ノ玉依姫ヲヨ其
（ルシ）
世人ノ心ヲ知テ能ク正シ
ミコヽロヘ綾ヲ有ルトヲ人ヤリ
仕皇子ニ別　源氏ノ君ヘ授ニ
ナリ君

上高麗人ハ竹ケもり名ゴ
実ノ初答ニ申し
そうとくるるを
イつしかハ早使こしハ助宮こ
イつしかハイつかこと申ハ
但イつかハ申人遣り見ハ
常ニ云イつしかハやんをトナ
カラセ給テ
いそき参せて
ニテ早速ハ流ケキ常御こ

御代ノ名ハ高麗ハ
そうなるちこの名こ
チゴトハ申サナきまりニ御こ
ムラカハ寺物ハ記 陽寺 長福寺
北常日ナトニ
字ハ申ニ
世ニしん息カメチナんトこ
一乃みこい 寺一ノ宮こ
殺ニ申殺トナセこ也
右大臣の女御の宮こ

はじ三位ノ事トイヒシ人ハ
弾正尹ノ文ハ 此時ハ左大弁
兼帯ハ三位 従五位下大弁ト云
文ノ名ヲ ツケテヨマヽ ハ中ナト
ニモ出 官ノ位ヲ 及ハ位ヲ 左右
ノ官ヲナトヲ
よそをみるく 宮ヲ 又ハ 地
係ノ字ヲ書リ 縁右ノ心アル
女房方ノ 也モ しき人アルトシ
ゆゑ位の名と 俗名位ヲナトヲ

書ヲ云ヲ ヘキヲノ俗名ヲ
一文ハ疑ナリ 東宮ニ云ヲ
シト世ノ人モテ アラウシ
このやうなる はれ白とよ
元ノウヲ白ヲ とよ侍ル 参議
非番明 従五位 ハ ウ人ノ
蔵人ヲ白ヒトヲシ
文ハ 源氏ノ 元ノ白ノ三ヤカン
及ヒカリメシトヲ 有ヘキ
おろそかのやうとも

一ノミコハモトヨリ学ハカリトモ
大和式モテムキノ物シ
ムスメトハ　源氏式ヲ学ビテヨリ
御覧アントシ
ハヤウトヲクヨリ
一家ニ上宮ノカ（トラ）梅園ヨリ女ク
セラレ家シトラ仮ヨリ　湯殿
ソレナ（テノ上宮ノカ（トラ）ハ
業体ナトノ加メムオニ行候ハンニ
紙ハ御ノ文ハナトハ天子ノ婦人ニ
更衣ニ便ネニ仕ラシテ時ヨリ
ウチヘ　ヨフラフ（ヨリ）ヨシナ
テノ上宮ノカ（ヨリ）ヨシ
北ヘトラシ
ヤウシテヤンヤ
式ヲ入ハ門ノ宮殿
上ヨリ　ヨリ
信性ヲ死人モトヨシキ人アリ
ケヲ死ハ生ツキテケタカリ
ケナキ人トミエヌ

ウロたゝ[illegible]あるとて
ワリナリ
平家ハ[illegible]を破り　纏[illegible]
ロヤウ[illegible]ウ[illegible]ハ[illegible]
ワカ[illegible]ン人ノヤウニ見ルト
ウ[illegible]ハ[illegible]
長[illegible]ウ[illegible]
夜トイフ[illegible]
[illegible]ウ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

あるゝ[illegible]
寝ノ[illegible]
入ル内トテ[illegible]
日ハ純ニ[illegible]
[illegible]ノ[illegible]
若[illegible]日高[illegible]
ト続ケリ
ウリナリ[illegible]
イヒノフ[illegible]
[illegible]

やうにもせ　高くもせず　面白く　程能しアてりたい人の傍を
なすり
そのつゝろうさうもの
終りに　おすすラスすフラとれて　最
信濃りカロ〜しゃ　横ニ立みて
びみてむすれて　校ハ
シキテハ　宣　校あれけ　校ノ月
漢字　綴セノ　校ニ　更れり　輕カラス
美名ル　方モ　加りタルトし

一事　ケミコヲ　ムコトニ　ヌおシヨキテ
タしハ也ニ〜
坊ちゃん　せんせ　春宮坊
ヨウセスハ　市角　高等　不能ナリ
アシクシタラハ　ハし
ウロウセハ　東京ニ　ヲ　漢字　ハ
ニレンカト　思ヒウタカハレて　や
一生ノ　師ハ　印象　也
カウウノ　漢字ハ　印象　ハ
ニクてル〜　ハノ　婦ト　如ク

人ちさぶらまのうへ
弘徽殿のうへ
をもりたちすきこゝろ高くして一院と
敵対申給からせりしうへ四子達の
母ましませ（て）なうすとゝ
弘徽殿の御子高麗の皇后に
坐て皇后宮九皇后本紀
皇太后者高麗徽妃也
弘徽殿の人々りすきに
すて桐壺帝の高麗に信ぜん

高麗に八人の子をもち内裏人母の
桐壺帝御子八人也皇子四人
四母ゆしんすと東北の面影
又高麗殿女人の口說して其腹の
妨もめ童の信ぜ只ハしし
りあり御メんり
弘徽殿太后腹に朱雀院の
女宮二所あり第四皇子
一人し光源氏の習ひ其面影
其宮ましまし春宮ましまし

けん様ト申シ人ハ
けん呂太郎ノ事ニ忠ニ合テ
けん事ヲ申シ表ニハ人カラス
けんろうのいつさいのこと
けん御ノ申サレテ　ツヨイ　ケ子ニカタリ
門ヲ入ラレトシ　イサメト制ノ言
クラケヨノ秋ノイサメシウタメ、ヨト
イツハ　ヲ制スルハ
文練ノ字ニテ　ヲ見シコシラス教ル
ハシヨクタシハ　制ノ字ニテハ

成敗スハ人ハ　けん四郎ノ門イサメヲ
ハシリ　ケツハ　トアハ　ノ
御　ヲ　ヲ　ヲ　ヲ　ヲ　ヲ　ヲ　ヲ
アレトモ　呂ケ弘徴ノ　ヲ
門ヲハ　ケ若シリ　ヨリ
宮居ノ人ヨリ剛毅ニテ女ノ
様ニモナキ　毒ニモ人ヨリ
死シトモ　ノ若カリシ時ヨリ
ツキテ　御モハナレス人ニ弘徴
ヲ御　ニ　ヲ

かゝることをけとハなを

カシコキノ字河ニアテタ義ニ

路ノ字ハ但所ニほんへニ義リ

元元ノ人ノウチニ蒙色ノカタチニテ

ナキヲ分ノメトモニ

柘榴 龍二

柘榴ハ

きすゐもゝあれ人ハ夢ニ

吹毛求疵 漢書

好生毛羽恵

生疵 宋書 大行路

ナトアリ

ナリキ本ニ由シレ校ニアれ物ノ毛ヲ

フキ疵ヲイフカワリナリ

門ハ仏ニカタノ内ヲ門ハ

江湖ノ物ハ

只ニセトモ元元ノ心ニハ

ヒトシメキヲ

ホウ人ハ

アテタノ如所元元ノ精ニシ色ヒ

ロウフ物ナアれ

目ノ分ハ

カチナん

紙ニシキ人ナキヲ

ヒトハ

ハヨウ

又ハ元元ノ戒ニ

中〳〵なる物とも所〳〵
中くらゐの家なりけるもナリけり
是（カラス）中〳〵とゝんの事にとゝ
ろゝ拙き（ヲ）（ヒ）こゝ無ク所
徒ノナキンコリ物とゝんへキ
是ハ家紋ハ九つ目ハ桐ヲ表ト
麻ハ家ハ紋ハ中〳〵
ヨヒトナリメ也
物ケ是ニ中〳〵ト家ハ
日切ノ多メカケんりアり

ハつ切よいきりつゝ
桐葵ハ五条ハ内ハ海夏金也
きり葵ハ弘徽殿ハ番号ハ宣旨ハ
ナト〳〵馬通リ通リテ法源ハ、ゑんし
紋ハ戸ノ内ノ内ノ〳〵ハ
河内ハ内ハ内ウシハ桐葵ト
書用ミハ事ノ用ハ書紋
御ハ内ハ
記ハ事ハ家ハ
元ノ方ハ内ハ行ハ

御縫殿ニテ人ヘ心ヲクリ者レテモ理リ
ナリトニテ云ん
まよのかりゝゝも 是ハ更衣ノ
家ニノ歌也
ちゝしかとの 切ゝ近ニ枝ヲ
打返シニ 妻ヲニ云ナリ
同ノキシリタル宿ニ枝ヲワタニ流ル
ウタ哉ハ 近ナル歌也
あやしきワさかな
アヤシキワサトニ云ニすてゝノ涙アレ

トモケカラハニキワサナリ
河海ハ村上ノ御時宣耀殿女御
萬葉ヲサラハセ給ヒテ時メキ給ケル
ヲ中宮 安子ハ孫繼殿ノ上ノ御局ニ
モハシテ所ヲ御帯ヒム(?)ヨカラス事トモ
アリケル由 世継ニアリ
藤壺ノ女御 村上ノ御時宣耀殿
藤壺ノ女御トハ 神子ナシニ有シニ
中宮ノ御方ノ人ヽコヽカシコノ近ニ
不浄ヲシニキ咎シ候ヘリ仕リ

カテ四遠ノ人ノ来れきは
スツタ(カリシトハイフリ)ニ
是世法ニ見てなれし例ヲ
ハテ考ントシ私ノ方ヤシキ
ワヤトヤケガラハシキワサヲイフ
一家ニ貴ヲ引カネワサナトヲ
シ墨テ行ナヤてせケんトシコい
ヲリ紙トナリ
又一家ニ後漢書ヲ紙ノ
引テ路ニ咲咀ノ物ヲ墨テ踏城

サセナトシケん家トイフリ
四老ノ者ニ子れモウセテ枝世
家ハニ色テ人ノ少ニフカリ
横ヲてナんヤウニテ絡カリ枝みんト
欲クリ又ハ文先ノ所ノミヤ
右臺ノ 玉家ノ師の霞
ヤカナクテ桐臺ニ玉れノアラハニハカ
ナリモテナカレシタメシモユニシリテ
トキゲ行ハ咲俗シリれ事
鄭早ニ同シトる世家ニ浪

孔了引勢トアリ

手スノスリ物カタメウトアンニ

新ノ紙ヲ敷テ行ニ海苔

ハ同ジナカラ新ノ紙ノ

ガ好ナリ

海苔ヲ焼ヒ蓋

ヒ合ヒ合ヒ

文ヲ付ケ合ヒ合ヒの

右ニ敷ヒ馬道ハ偏ナリ

ユヲラストハヨキ道ナキ路ノ意

トモナトヨ指カタメテ元ノ所ニ

路ヲ好クれ也

ヒ徴ヒ合ヒ

元ノ嫁姫ノ人ヒ人ヒアハセテ

ケ合ヒ合ヒ

事ヲ合ヒて 厚ムシ又クルシ ムシ

元ノ一人ハ大勢ニテハシタナメ

ワラハスントシ

ヒ合ヒ合ヒ

ヒ使メンノ物妻ヒ合ヒ

門ノ孫アシ 三人ヒ合ヒ

後藤石ノ方ヨリ西ノ方ヲ
ヨウテウ石ト後藤ト後藤
カシナ中ハ物ノ字ノ字ノ
コウ〳〵シキト
後藤石ノ西ニ当リテ常ノ
ウ石ニモトヨリ後藤ノ
文字ノ他ノ方ニウツサレシ
い紙トモナシ
ウツリテ〳〵
西〳〵ハ人ノ

桐壺ノ上ニ三ツ後藤石ノ脇ノ
ノ体ノ方ニ
上房ト後藤石ノ方ノカタハラ
二ノ方ヲシウライニ石御ノ
ニウノ方ニ物ノ体ノ
ナトノ所ニ上ノ口房ト
石御ノ前ノ上ノ方ニ
上房ノ方ハ例ナキナリ
桐壺ノ文ハ上房ノ方ノ中ニ
水道ナリ

市ヨリ右ノ方ニ行キテ寺ヲラフ人ノ
居ル所ニ行ヒテ彼レノ体ニ
ナルベキ甚人情ニ心キ入テリ
天下ノ天子ノ心ノ如ク上カラ
人情ニモ心キ事ヲ立カリ申
門ヲ抜ニ中ニ入シキ人情
ナヒシハ行ヒ上河内物
東北ニ彼レ甚シキ所ニ奈良
ヲ過ギハシタナメ四ツ辻ニ
外上居ル法ハ又ソ上ニ行ク

恨フカク如ク世ノ習ヒ
能ク思フ甚恨テシテ上ル
なれば

みこみつてなりかたし
清水ニ家ニテ著物
皇子三歳著物ノ側
田舎ニ家ニ河ニ
二の文乃ちちとしてとれ
伝徴石渡ノ二ツ
上申一宮甚ク次ニ著別

事ナレバ二字ノ心ヲ字テキ時ニ
支トラヌ体式ナルトシ
ダテニハリシニツトラストハ家奉仕
ノ称支トラヌトシ
くらつかさおさめどのの物ぞこくん
内蔵寮　納殿　校書殿ノウシロニアリトシ
ヲサメ殿ハ何ニテモ宝物ナド
納メ置所ナリ
校書殿ハ宜陽殿ニアリ累代ノ宝物
ヲオサムル所也云云

みこ　ワカキトキ云詞也
うねらけても　一ノ皇子ハ若別
有ベキ事ヲ是モ非礼トテ只之也之
けふのかうぶり　聟　日本紀
成人ノ称ナリ云云
えわねえあへなきそれ　ワレニ叶テモ
世ノツヒリリノミ多カレトモ事テ
家ニ立ツ子ニアラバス是非ヲ
分テせられ候し　前ニ誕生ノ
所ニ付ル白ニハ十ノ歳住むれ了ツ

書りん　おとこ

物乃人〻ゆとゝ　かん人〻

源氏　ゆ人〻ゆとゝ人〻

とゝ　紅合　めぐ　先年ヲサテ暮傷ノ

アリ　ヒ人〻

あきゆきまて　つゆり　ヒとイし

コトく　しゆ人〻

うゆ年の夏　源氏第三ノ

夏ヨリ　桐壺　夏　元氏遠例し

みやすんどころ　ゆ初語ハ皇子　繼ヒ

の侍ハ　ハ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ

更衣ハ　侍宣ノ　ヒ　サフラヒテ　御答ノ

アラタメカフ　仍ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ

事ニ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ

とゝ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ

出家ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ

一種ハ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ

世ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ

とゝ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ

か　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ

又東宮ノ御所ハ必御母前ト云
是歟ト
云々
更衣ノ里方ハ
同ク宮ハ
退出セントシ給フ
宮ハ先奏サセ給ヒ
そ〳〵つのあつしさに
年来病ミ給ヒ
トシ比ト
アハ同ク
シク成給ト
申ケレハ
ウチテ
つめなりて
異例ノ事

ちみとものこと　ノことトアハ同ニテ
書性退出ノ切ニ望申セ
トモ
ゆるさしうしなんと同ニ
さ〳〵ゆるさなく　更衣ノ母ノ
奏シテ退出サスヘシ
為ニハ
マカテナントシ給トアリ
ウしハ更衣ノ
ニハカヒヒリをん
宮ニテハ母君退出ノ中結ん
更衣ハ病悩ス
モテ
ゆるサ早リ
心ハカヒモナキ成シ母君ノ奏シテ

退出すべきこと申立て面白し

義にて退おの抜さしとも寒に正者

ニアラス 叶まじ 退おの立て行てり

るかりしも 力抜の何物今さん

ドモ有テハト退おのうの抜ぬ

宮スンしこと又源氏の用ムニテハ

コトくシクアルベシト留メ置シ

是ハそういそうなれ 何ニテ結ぶ卍

より

限りあれば 限トニ用ひ是ニ多シ

樓中ハ結構ヲイテれて有卍トメ

抜ぬ

やうくしたてをくめ

元ゑの退おの抜和りし

ことわりなり 元ゑの和

いとあれを和とは言ぬ

言ニ出テハ言ハ 是ニムハ深

ものし 何コトニ表

コトニ出テ 引ぬ歌

あまつかぜくも　これも又前ノ廿之

ちぎりきな　きしかたハ色にこそ

ちぎり末ハ変る　おもほえん歟

此門ノ心也

よろつ世とぞ　長恨歌ニ　七月

七日長生殿夜半無人私語時

在天願作比翼鳥在地願為

連理枝トアリ　此歌ニ可叶ん

此心も　又前ノ返答ゟ也

エセラシミ也

まみなとも　同ノ見ヘリ可ゟ成

助也　ニタエヌ外ナルトナリ

己が為人ノ和相ナリ

いとなよくとれ　柔也

ナツレトミタル也　女ノ字親ノ孫

ヤハラカニタヲヤトミタル人ノ姿也

まれのきこえ　和ナカラ

和トモナク　和ノ人カト思フ程ノ風リ

タル様ナリ　正和モナキ和也

いさ咲のりと　此門ノ心也

仔トシテカ元云ノ病ヲタスケモ上
少紅ノ物ヲ〻ヒ物ノトト云ハ元云
過四御免アン〻ヤ物ト云ハ
ニテハナキン云ハ早元ノ御様モ
ナテシキリノ御ハ流シ知ルカウ
過ヲイリ元サン〻ヤ物ト
ヌ云ナンハノリ笑云ドンドン
和秘抄 輦車
輿ノウニテ物シカケテ負ヒ
引車ヲ云ス

輦 漢書注駕人以行曰輦
西宮記親王大臣中宮后人有
此図女親王御 高侍毎出入
蔵人従参図作図門吉上
図門ハ中宮ノ門ニ吉上ハ門ニ
居ル役者ヨリ
牛車ハ牛ノヨル所ニテヲハル
輦車車ヲ云ルハ石搗ノキ
門ヨリ中宮ノ出入ノ為ニ是ヲ
中宮ノ輦車トモ

処ニ於テ離式ニ允兼輦車出入
内裏者妃限書司史人及内
親王限温明後涼殿後余
婦三位限兵衛陣但嬪女
及孫王大臣嫡妻乗輦限
兵衛陣
温明ハ東ノ宣陽門内ニアリ
後涼殿ハ西ノ陰明門ノ内ニアリ
左近衛陣ハ中宮ノ門ノ内ニ
右ハ宣陽門陣ス右ハ陰明門陣ス

中宮ト云ハ東遷春門右衛門陣
西ハ宣秋門右衛門陣ナリ
外内ノ中ニ帝ト云ナリ
日本紀天平十五清寧天皇三
年春正月丙辰朔小楯ノ奏ニ
億計弘計到播磨国使臣
連持節以王青蓋車迎
入宮中ニ
續日本紀孝謙八 天平勝宝六年
三月廿御従信下藤原朝臣

卒故紀伊守従五位下源俊
也天皇納誕三皇子一皇女
也宗康時京人康 秋子是也 寵孤之流獨
冠後宮 俊頼国篤義
小事出自禁中絶到黒立
便絶矣天皇国之氣悼遣
中使聽従之也 叶下敬
又云也 文永書司
門戸ハシミテハ門ハ閉ルシカ
ナ三ツ

つゝうあんろくもの
ケレハ
さらくもうもそ
聖ハ行ハしハ
先立ハしと
或後病悩ノ
如もいらと
こ拾ハん
悲シリこメテ
かゝりて

三ツ物ヒ
サハリ比
門ノ扉ハ
ハ
イこしハ
門ノ口和ノ
文永を

文永の時こゝろミテん軍の有りてこ
ヨメ人々ゑ孫こと給へ　イカニまゐ給い
イきくべき　生死の分力及ばず
とてもイきて下ホしきと存じ給へ
イカニまゐ給ふ有り見参の時
ハかりんにいと無曲しい門ノいんり
ニトハけりくソうりゑもに進ゆ
と一交ゆ彼ソモシテ離別ノ
中交とこゝろくし
ゆくゆくゆくすーうと
あれくすーうと

文永ノ初し　ゆ初ゆ感アり
是テ日ヒ新ゆ来ゆ上ゆ怪ゆ
人ノ夜こ夢ゆ見ゆ　成えイ一ノ日ノ初し世
皆カリノあり成くし
上ノ頃こ浪ゆあくゆゆをれ
ちくくしと興せゆゆけと
さりともちすくくいえわやくと
伝アリシウケテ　ゆ結カ人ゆ
新御ノ至テシらハ方ゆいゆり
是てシゆあり上ノ三郎ノ三郎ゆ

いまもまたとき折ニ足ヲテサスく
堀リシ事ノ枝梅ナルトモ
此門ニテ渡リトテノデ情景ハ見カ
前ヘ紙月ノ為ニアラザル心アキラカニ
尤面白シ
又此ノ句学ヱニ未ヒケナケレハ古ケナレト
ナトイヘルナテ絶妙限モナカルベシ
此附句ノ趣意ナキニテ限ナキ心
ニトヒノ結モ殊ニシテ物語ノ古ナテ云
ハカリナキヤ

いとましげに思ヒ昔ナニテ後ヱ
ヘ中折ニミヱシトニ
くるまし其衣ノ生死ヲ此テ
此年ニテハ残ンシハテシト見ユルニ
此くし絶ニハ門ノ名都ノ搭
ニ到ノ結ニヲ夜ヨリ病者ノツバニテ
此ハ此所ナトワモ初メ申ナウスル也
其ニシテハ此ヲ中サルベシ
爰ニテ思ヒヲ入ルヽ妙ナリ
是モ深リ未ヲモ見ヱヘナリ

[illegible]ノ門ノ[illegible]ナケリサてし
ツトハ　ヤカテトゝのうノ心
家まゝうまれを門ノ[illegible]を
ナキし　之れノ[illegible]ノ[illegible]
[illegible]ト[illegible]ニ[illegible]ニ明シカな
[illegible]ト[illegible]ル面白キさてし
[illegible]ゆゝ　ユキカフハ[illegible]
ユキチカフし　使ノ行チカフ[illegible]も

ナキニ[illegible]ハ[illegible]ニイフセサリ[illegible]
使ノカヘラヌ内ニ又ニ人ノ[illegible]
[illegible]チカフ[illegible]ヲナキ[illegible]
[illegible]　イフセサ[illegible]モトナキ
[illegible]ナキヨシ
東中ゝゝ[illegible]
ナキサリハ東[illegible]ノ里ノ
[illegible]ナ[illegible]　[illegible]ニ云ア[illegible]
[illegible]ノ子
[illegible]ノ物

東ノ方ヲトナヘ引取リ給ヒケルニ
みちとりて　　源氏君ハ其ヲ
其年ニ冷泉アサシテ四流セラレタ
ケシトモヒ
かうるはしきもの
短服ノ殤ノ人ニ対シ給ヒ
給リ四ツ月ヲ以テ也
河海抄ノ説ハ誤レリ
四百余ノ所服紀二交名故
七才未満ニ無服ニ準ヲ按ス

年ニ初度ニハ七才未満ノ殤ナレ
仍テ如ノ説ニシテ源氏ニ服
アリト書タリ　桐壺帝ノ延喜
此ニ云ハン説ニ
或説ハ如ノ説ニシテ書ハ初
四ツ月ノ右リニセシ為ニ
延喜ノ在位廿三年ニ桐壺帝
ノ立位ハ十七ノ年ヨリアレハ
延喜ニ時ヲ思ヒ合セ
説ノ四ツ月ニ立位ハ二年ノ事ニ

父ニ姫服紀ヲ用タリおはせん
何事のあんとも 須磨ノすてゝ
三ツ才ナレハ母君ノ逝去ヲ見テ何ゟも
見ヒヤカクミ立てゝ けなて孫に為之
よろしきまゝた 草子ノ絶ゝ
ナリナリノテタニ無別 別ト云
物ニ悲しキ物なれこそとゝ
ヨロシキトハ中ナルノヲリヲモ
ましてや手 死別トモ 御須磨
君幼稚ノ時ニテ何心なきすてなれこも

三ヶ月ニシテトイふんこや
限あれハ 限アレハトハ源ノ氏ニ
悟ム念 例ノナホウハ葬送之
母ホのゝにけすし姫ても 親なれなゝ
をとゝしと以前上 愛宕 山城之 鳥羽之
桓武天皇平安城ニ都遷リノ付
以前ヲ諸人ノ葬所ニ定メラレト
延暦遷都紀ニ云ヲ存カシニ改正ち
ト云寺ヲノ立弘法大師ノ西之証上テ
とに東寺ノ長者ノ管領之 今ノ

六道ト云所也

おもひつゝゆく人ち 云ふれ無常道

むすぼゝれゆく 無常ノ習也

もえてなりぬる人を 文武天皇

四年元興寺道照和尚遷化本朝

火葬始

ひとつふたつ 一句也

あしたの烟にたつ 心カシコク也

云ル母ノ胎ヨリシテ思ヒ立シト思

ハラカラカシコクタテ、ノ烟シトモ

車ヨリモ落ヌヘク歌ガルヽ也

すいぢにつらしと 送りめ房

若ノカ根ニ有ヘ（キト思テ隠也）

内よりひつきあり 勅使ヲ送ル也

三（ミツ）位のくらゐを 贈位也

清和ノ母 葬山城国愛宕墓

贈位ニ三位ニ

天乃室命ナきめ人 贈位宣旨

死人ニ読きかへてし 甚和ル

墓カタリ催シ申也

ばゝ殿中ハ母方ノ方ニテハナシ又ハ
見人ノ白し
御ゝとして 門ノ名し ゝりニトゝ
面白し大酒言女ハ言ノ例アリ
ゝ御侍ノ女ハ女御例なし 河ノ岳
ゝすんこ ゝ又ハ大酒ノ女ゝ
女御ゝゝ ハセヌ ゝゝ
ニセメニ階ノ ゝニ信敏
せうゝ也
とゝきみの 更衣ハ宣信女御ハ

三信し贈ノ例ナトモアしよりしハ
世ニ悼ゝゝ 宣信人ニ階ノ ゝニ
三信ノ贈ゝゝし
中古ニハ女御モ女ハ宣信
後ニ信ニ 叙ゝ 女御宣ノ
ゝゝを ゝ是ハツノ理
新ニ ゝ初し 不ゝ ゝ
ゝゝ 繼信ノ付テモ
犯 ゝ人ゝ
物ニ ゝ別ゝ人し

清らなる　桐壺更衣の
心を尽くすに　心操（コヽロハセ）平（ナヨラカ）日本紀
物思ふ　見る目すてし
まみ　更衣の
今とつく　思ひすてかたきものを
人間に　ヲコ人（ニテ）有レトモ
生付テヨキ処ナクテ　無位
シタ人カラス
とうぢやう　手豊ニ女御更衣達
人すくし　げ　何ぬ　ナリ

人事繁　皆かはんあ
きこゆ　ふ　ものを　繁れ　紙
門　口をナシ　これ　コリ人を思シカ　ト
スケナウい　人（スケナウ）　日本紀
人ふ　あ　ア　コしい　教ふ
うへの女房　是に　典侍　ウ
つかへ　人
人ふ　あ　ト　ヨリウ　ノ女房
ナトンとり　見　シ
なるとは　アル　何に　アリ　スサ　ニ

悪カリシナリテ人ノ善悪ハ和歌ヨリシルル物
是ハ物語ノ作者ノ筆勢
シテ 拙判シタル所
なるなく見るるて分ナリハ云カヒ
ナキ心又アタタカ
枝のうちなるなく 七日〜ホリ
ナルベシ
紅なるまして くれなゐ紅葉
なんぞ中ノ 気源シ 詠ヒ見シ

驚見初拭涙
ひとりのみ 三千歳
五一月 長恩寺
御元元タチ千をクロトノ丹
ナトアルノハナキ
或ハ之材上ノ中当 妻 和
四年 冒ナルカシ世ハ
御口長 御ノ丹後テシ
クラサレリノ女ノ様お義ニ
墨ノ吹廉シタルノ流シテ

拾

妖怪ならぬものもあるもの
なるべくと仕たくん
げ物語者モカケ似ぬ
さ〻海ならんて海と与ス
柳臺ノ門ノ立てし
みてもつる人さん門ノ口ハ
ナテ墨ニタテてハんウへ家ノ人
ナトヨへもんノ中ノ家ニテ物ケキ
氣ノカキ物心物語書サイフ
ハかりナキ〻し

なるべ物語
胸ハしメ墨ニ人ノミ女ハ上ハ
ムまアクてシキトハ
子氣ノ与ヲ云
弘徽殿ハ　弘徽殿ハ
てゞ右大臣ノ女御トアル人ニ
悪ク名ヲ地　弘徽殿ナトハ
死後てテモ祀こりてルトし
為ノ物ニ物ヲとり和ハ立ニカ物
なのそ〻ら中人ニ名のなる
らるゝ為すくるみるる

なきとこそ契りし　といふトアリ
弘徽殿にハ猶ユルシナシトシ
人ノ性ヲ書ワケテミセタリ
一の宮をみたてまつらせ給ふも
弘徽殿腹也　一の宮トハ弘徽殿腹
ノ皇子也　源氏也
ましきめ房　桐壺更衣ノ里
亭ハツカハサルヽ也　源氏更衣ノ腹也
野わきだちて　命婦ツカハサレシ内ノ
一段ノアリサマヲ云ニカケリ

野分タチテトハ野分ニハアラテ
野分めきたる風也　靫負命婦ノ
時節ナルヘシ　日暮風　和名ハユフチ　又ノワキ也
ゆけひの命婦　将監ガ妻也
将ノ甲　監ヲ云
つかはす　折節盛に催し
テ一入哀ヲ催サルヽナリ
ゆけひの命婦　靫負　左右衛門ヲ
ユゲイトモ云　女官テ父ガ帯スル
なり　靫負ハ矢ヲ入ルヽモノヲ云

ニケリノ金婚ハ古キ人ノ金婚ト
女ハ文或夫ノ官ヲ称スルヲ
是モサヤウナン（シ）
高砂ハ今ノ世ニ内侍ノ例
シテ先ヲ中納言ノ妻ヲ
モセリ夫ト人ニ下ノ如キ
第八ヒトハ古第八ハ古
第八ヒトハ第八使ヲ
第ニ金婚使第八使ヲ
ヒトノ御下シ
今ニ内侍ノ金婚ノ出ヲ
明治
十年ニ

ルヒトハ内侍ヨリ五位ヲ上ノ
妻ヲ女官ト云フ
名月ノ夜ノ月ヲ
春月夜ヲ金婚ヲ
ツヤ月ノ姿ヲ　オカシキ面白ク
ツカハシテ　金婚ヲ
ツカハシテ　ニノ　ナナカメ
ヤウノ月ヲ
四位ヲ
シクヤウニ

人ことはする　物のきひ　桐壺更衣
ノ事　中縁モ人ニコエ上云ハ ノ
信ナキモ多　桐壺更衣ハ信エタカ
ナシトミエタリ
心コトナントニ云ニ　第十ノ心モ有まさん
まへちる　云マ上嫉心又ハアカチ カチ
云ニモ退カラス事生ノニテ語
モ優ニヤサシカリシ如ヘシ
思ひけるをらん　おもひきるも
やみぬるうれ　むなしきやらうくいは

海つなるさ宮しかるも西まさけり
中言ノ所ヤミノ現ハすゑかなん
事ニテすラス也　今ノ西記画
ナレハ又苦ヤミノ　現ニハ形ヲ外リ名也
門りよりより　命婦ノ妻也
車トイハスシテ用ソイてん須優也
やもめ　寡　老而無夫謂之寡
更衣ノ母ノ亡
人ひとりの　桐壺更衣ノ亡
ほうしつきて　立門ノ更衣ヲ口説未

ニ話フリ云　又或ハ一人サカシク
上ニツクロヒタテラシ住居ト
ものすきなる　ここクヤウヌ猫ニも
やみてあて　ものこと行つ行も
なるもなくなり　母いやもメ住ナレト
更ニ人ノウシロニシテ人ニ住居ナトモ
見ニリカラヌ猫ニツクロヒ墨ヌレト
ヨリ見ツヤニニてトヒテ今ハ都ノ
中ノ事ヲシイシクニセヌ所ニモ
ニタリナリアレタル物ニ

野ヲ行くこあるくこうして
野ヲノ物ヒハイヒ、荒れ人ナ
スニシ世間感アリ
所ノ事物ヲ感思ヒナシ
ヨアルヌキ
月ヲけうりて
男人ニナキ者ナシト無ク
八月廿三日ニすいりすり
春ヲ月ニカヘんしニ手紙
事頼ヨリハ墨ヌリカテ

みちを於てもちて
南面とは本屋の中央の事
東西南北とは中央を由しの
名称に用ひ南とは正面とも
四隅とも人の意味少者とも
書くも義南面は処で今南
下東北なり

無元とは
無元とは互に賜り刃をなり
し称 功績の書立て物

今おのおのより物語る 無元の辺
よりもさぬの意
アハしなり 所の立て刃つがと
業
ハそそ弱きもの きんまの
人もとそ和やかの辺
刃かりのより名 こ
こ 赤ノ弱し
タノハカシキ 気ヲノハカシキ
はそそまし くく 無元の名にハ
カウノ元トラヒ こアハカンそハカシキ

と一テトハてり位ハカとう羽ノ
うケテテケミとイてりケニハ一コトニ
毋見ノ恥ノイて
タフてシクハ　タ〳〵　思ヒカタク
一眉猫　匹（ヒトツノ一ニカタモナヲエタテニシキニナラんニナヲサリメテリヲヲフランヒトツ）敵　双眼定備（ふたつ者　還元）
あるとりはめんちうな
なれてるの　さらしろんと意
まてる　合婦ノ初し
四位のもけ（義シタルヒトツノ云出ハナリ）　典侍（ナイシノスケノ略ナリ）　十イシスケノ
男ハサしクんノ初法とハニエサしとも

男ノ羽ニシタルヒキ　妻房四メノトナル
ツカハシてトアり　新婦ヨリ廿キニ
ツカハサしクれて　有トニアり
手　筆ニ典侍ノ　ノ書ヒクり　お
教授　結髪　野蛮ニ　言葉
友ヒキ　ヒとあ　ツカハサしクれて　守り
ソもテいとあ　ノロトフヒニ　事柄
キロモテナレノねん　独ニ　未ヲナラヌ
今ツカハサしクんノ　ツアリレシニ　ぬん
思カヒナトとうんキん

物見ヲ出シテ見ル　今朝早ク起
居テ行リテ言シハトヲ
〳〵更シ〳〵　墨カクキ
ヤ、ナ〳〵ラク　ひ度ノ義
ムアルナテニ半ヤリ　ヨリ付ケシ
ヲ〳〵ハ言ヨリノ事　是ヨリ初メ
更衣遊ヲ時　ハ兵実ノ義ハ
ヨリ伝ヒトノ事アリシトス
ヤ〳〵見ツ　つまる　涙ヲシテ
笑シテ言ニテ　ヲ歌ハ
方ナシトス
ひシモトヲ月ニテ　ヲ約ヨリ同
也ヤ〳〵笑シテ　シテ言ニテ
四歌中ヲナ　キナニヤウ
笑シテ言朝ニ　メ歌ハ
イヤム中朝ナシトス
ハ〳〵ヲ　ハ涙
アハセハシ　ヲナキ
見ヲ　ハ母
方ケヲ中ヲ　ヲ

カロ〳〵ナンノカリノオトヤン
ヒヤマリノ　コレハヨキノ
ヨヽ〳〵〳〵　ヒヤリ　今面白
物ヲ　ノ　ヲ　ヲ　ヲ　ヲ　ヲ　ヲ
人ノ人ヲハリ見ヲヲヲヲヲヲヲヲ
心ヲ色ヲミテ　ヲヲヲヲヲヲヲヲ
ヲヲヲヲヲヲヲヲ

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
いうてあるけれども
[illegible]
人ニシラレシ事ヨリハ
[illegible]
トノ
百姓ノ
[illegible]
[illegible]
りゝ行カヨウシ文ハ
カフヘノ通路ヲ行遠更堂
カリツメノカヒチトウハカヨウ

まして人（ニシラレシテハカシキ
命ナカサニテ林中ハ美ラシテハ
ニシテトヲ
トイヘンニすてくをとこ
かゝることを
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
三十九ハ
トリ[illegible]ハ[illegible]ノ俗有シ
又[illegible]ハ是ニテ[illegible]
[illegible]
[illegible]年ハ[illegible]
アルヘキハ[illegible]
内ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]ハ[illegible]

ナトヲモ[illegible]ヲ[illegible]ト申切ハ
頗イカヽナレトコレ[illegible]
ヲ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]

[illegible]ノ[illegible]ハ[illegible]
ウ[illegible]カ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
同シク[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]

日雑記

ゆしとそいふもあり

うきとかるうけもやみん

かれノイてゝしきなに無ノ

こつかうの和し

そそろしれもあり

カクテ組母ノ沒ニリヒキシテスモ

塔ヲミシキトモ

いまゝゝ見ハ多ノ

カタシケナウハ云ハ無ナトヲ

云ハ松ノ子ハ

源氏ノ名ハ寝ハ行とゝんと

みるもまつそ

四月元ヲ多ノハアリ立てりも見

テ参シタケしとて

アナタニテ紙ハシてすレト急ク

ちれまゝ

無ノ和し

ヲ思フ通ノイてり

人のおやのこゝやあれも

まとをつくもまもらるる百貫

口中の結ぼれも治りて飯をも
ナリオメタキトモ
カタハシハカタメノ
ワルクモ　後ハ打ナラテモ
又ヤリカヘクトモ
手動ハモシ二ンヽトモ治シ又ヤミ
ヤウヤウヤウレ　元気モ無ク
姓シ面目ウシキ事ノ後ニ
病ヲモ不ウシシ物ノ見モ見ルカ
見事ノ後ハ悪キト

人ノ後ハ絶ノ後ハ絶ン
ヽ　コレナキ命ト上ノ病気
ナカサノイトウラクトモ其ヲ
ヒヽテトリ絶ノカイトウキト
アリ　コレ子ノ引ツテラ也
トイヘリ
ヤ　ハヤシ　ハヤシ　ヤ元紀細ノ始
ヨリノヽ世名ノ始カリ
ヤ人ヤ　ヤ文ノ名
元ヤアリシ人トヨリ

又掛念ある書
ノキハテテモ
申サレシナリ
ヨツノ用い　ヨ位の事ヨリ
ハトケナサ
知ラズ　ちりぬるを　ヲ地獄
トテ見ヒトてんナト
くゞ　ゆるる　頽（イリツル）　墮（ヒ）　退屈心
無くいるあるを行ハ
仏ナメ墨い制戒シ墨ゑん也

はつ〳〵
ゆ　ノ初ニモ
中〳〵なるこゝろ　中〳〵ハ
ナヒ心し　ハリナキヨロヒ
却ちイカい　夜キヤ点ナカラ
なるゆのうんを　ヨ死ノ迷ヒ
ヲしあやちまの　ヲ
ハテ門ノ志ノカタシケナカリ
ひんあこし
人ゆるきそ　人ケナキハ

人ゴ人トモ思ヒシメ心ヲ無元界ノ迫
人ノ為ニ為ニ作ク悔ゴ アラン
ヒトモ苦ナル 人ノ子ニテ世ニ
若シメラシタンカ 病ヒテナク
飯ノ為ニ横死ノ為ニ思ハレ上ン
河海ニ薬師経ノ文ヲ引キ
薬師経ニ九横死アリ其内ニ
八者横ノ為ニ毒薬厭禱呪詛
起屍鬼等シ所ノ中ニ害ヲ
拔ク厭禱呪詛ノ事ハ

ニ子ト云人ノ子ニ深ク憑ス カラヌ
事ヲ気ヲ成ヒタル上ノ門ハ
母ノ心ニ対ウノ子ヲ思ヒコソテ
横ヲ立テタン拔ニテ拔ニカリ成
タントニ
ヲ立テ カタヒケナキ恵ガ
ヒハ入リテウラメキト
ヒ生死ハ定リ
ツタンニハカリヤト思ヒ
又是モワリナキ人ノヤニナリ

子シ兄ラカラノテトヒナントヒ
カヘシテイトリナル物シ
中昔モ書テ〻ナキ〻ノヤシトシ
ウツリ〻ウン人倉物カ初リ
トモナウニ伝ウンテトシ
ワツラヒ〻アルラシテアナカチ強シ
コヒリ歎ヒノ振シ倉物ハ
ヌンナリ
人ヲ和トスクヒシキリニ初カニ
見シメシタルモキリ

トハツ〻リケル人の手今笑ハ
カリテウラメシキ富獨ナリシ上
世ヒ〻モ
ツハ人信モトン人ナリ〻シ
寺
一聖モノ四ツ四カヒ球獨トシ
ナ中人ヒ〻ヒアヤ〻
後海ノ子ヒリ多ニウ見ヌン
タリヒノリナンツシ
明ヒナシトモヌノ〻ニ物テハ
ヒ九事ヤリ

イヒシ孤ヒヒを楊ヰ死れて絶ヒ
ヌリヒを赤シ名れて
家を長恨ヲ心に車ヰヰテ
ヒテ女ノイニハ乳しあヰ変リ
ホシ名れ第ナれへシ
ヰヰヰヰ　ヰ井ニハ
ヲヲヲヲれてを更れ成し
ウしテし
人ヲ恋めん　歌ヰに酒を絞テ
何ヲを奔へヰれへヰ女

ヰヰ人ヲヲ　見若ニヰ人ヒ
カタウナ　頑ヒ
ヒ記の世ゆ　ヒなんを
是を名の業ニわと打変し歌せ
ウしテも御　源カチれと
ヰヒヒを　合物絶
ヒヒ変名の枝ノ匂ヒ十リ
ふへウテ又百へウテ云れ也
一旦ニアラスヒヒ四事更れノ
ヒリ浩り山テハ打ヰヰヒテ

秋ノフケ行サマニ
こしいすくまん しそあるサマト
くらん 松白白こ
秋フケタルトモ山ハ色アリ
申サレトテイフウ
サテ〳〵ノ秋ハ格ニ極ヘンニ行
月ニ入サノ おこ月秋ノ
キカシ中 絶ニ出シタテ世ハトアン
ヨリ 秋ノ景色ヲ見ン 絵ハ
タウトキシ

五ニ結ハウカ カヤリ出テ山ニ新深キ
ハ月ノ入方ノ月ニ村ノ里ノ
ヌルクハカナラス秋ノサマヲ見
入テ見シ
ヤウ〳〵ヤウ〳〵 ト気ヲ信シカホ
ツ〳〵ヤウ〳〵ヤウ〳〵
モトナトヲ問ヒ結ハ
ヤウノモトハウカニ白白キ月
銘出ノ
今ハ月ヲ
絵出ヲ合ハニ

シテ又ハ
ヨリ　又ハ　出ル　ヨリ　限リ
ヨシテモ　ヨロシ　ヨシ
ヨリ　限リ　出シテモ　ヨシ
イヒ　ヨシ　出シテモ　ヨシ
ヨリ　ヨリ　ヨリ　ヨリ　ヨリ

[illegible]ノ人ト云ハ男女トモニ[illegible]
ノ人ノ子ヲ[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ハ[illegible]
人ノ[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]茅[illegible]ヲ[illegible]ン[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]ノ肌ニテ[illegible]ル[illegible]ン[illegible]ノ
[illegible]ニ[illegible]ン[illegible]
[illegible]ニ[illegible]ヲ[illegible]ニ[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]ン[illegible]ノ[illegible]ヲ[illegible]ル[illegible]

イトシリ[illegible]ヲ[illegible]ン[illegible]
ヨリ[illegible]ン[illegible]
[illegible]ン[illegible]
カコツ[illegible]ヲ[illegible]ン[illegible]
[illegible]カコト[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]カコト[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]ノ字[illegible]
[illegible]字[illegible]
[illegible]ニ信也[illegible]
[illegible]ン

又世事モカコトシイサヽカナル
ヲノ心ハヨノツネニハシレテ姿ヲ
カクスヤウニ富ミトハシテ貧
ケサノ一ツナニアリテカコハン心
ヒシ気ナリ

ハルヽ　東ヘナムヒ
ハルヽ　ヒトヽ
世ハヒトヽハ役ナトニヲクリ物者
ナレトモ義傷者也ハ仇ハ送
物ハヒヤ物ニモアラヌ是ヲ形見ニ

トテ送ル

ハツヽ　記念（カタミ）　怪徳寺　信（カヌヒ）　文集

ハヒヽ　ヒヽ　ツヽ　女ノ元ノ領（奥）

更衣ノサウソクノキミ

ミヽ　あなてく（ハヒヒ三）　ヒヽ　ヒヽ

昔ハ世間ヲ気ハヒヽ　ヒヽ

アケヲヒヽ　ヒヽ　ヒヽ　ヒヽ

髪上ノ奥ヒヽ　ヒヽ

鉄（ヤイミ）　鈗（ヤイミ）　若稚　ヒヽ　ヒヽ

ヒヽ　ヒヽ　ヒヽ　ヒヽ

ゑ〜きとは 五氣ノ惡しすい
無海ナカラ四ツより こをとカル
ヒとテイツクし
アナタ ミナラヒテトアしいミキハシキ
ゑ ト ゑ ゑ ゑ

金物いかりと打れのこもせ
ゝ絵をかいしてスらしこトイてんが
夢ノあり〻宮殿ナらかれこ
けけノすて九ら気に見なんこ
様ノのつゐもんさの
けけ河三ケけ壺ノ一名壺お載
或説 塙ノ桐壺トニ奥ノハ
壺お載トニ云ふ 楚秘抄 清涼殿東北ノ西ノ
壺ノ載 切飯并ニ墨解ノ

楚秘抄
延長元年居待衛門栽草架
ゝ〻ん〻すゝ〻〻〻ん 為義ノ
ノ屋ナトヨ〻ん〻ん 為義ノ
ノ角ニ絵をかいしてシテ九こ
ゆうノ字ノ人ノ絵こ〻ん〻せ
非人〻ん〻ん〻ニモアラス
高帝ノ角ニ下ニハ絵をかいしてこ
けけあけくれ〻ん〻する
杉こしるんりヒニハ苦ノ柴
見られて人ノ姿ノ

京子孫門前
七條前 沖の船 東一町
伊勢集 七條の御寺の門前
にかゝせたりけり 京子孫
門前 二月
京子孫の屋にまゐりてあるあ
物思ふ時の涙なりけり
くるしうもあるかなしてまれ
京のまゝにいとみせまゝあと
かゝりまゝ京なりける道
涙の玉をとゝのへてうみる
玉をもらしたれあるもしたれあと
玉をもらしと思ひけるや
知らぬ人をなりけるう
のうちとゝのへてちりつ
こゝろさしなりて
玉をつらぬる人なりけり
世をとゝ中とれるとき
ある人の人ら法名なるは
みなと涙もるわさより

月もすでにかたぶきて
海の波にうつりあひ
海のみぎはにすまれ
るる方を眺めやる
あるもなかるもなべて行く
波にうつりてうつる
伊勢集にある月の後
三十首の歌の頭に
門の柳に三十とあり門は
皇帝の宮殿に分りて

日入れば高き木のこずえにかくれて
上に羽あれば楊貴妃に成て
十り見し夢
見て上の御宮の紙結に書
やまとおとめ　和泉
もろもろの
こそのすゑ　侍
打こ叶て盛あれす　秋傷
松ぶた　なたりかけもみる
明石のコトリ　サノ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

すしとも又門をせいこせ門の
西方ニハ悟かんの(中略)すしいこ有り
かハシキトニ申又ハ他ノこと有り
ハケテニ高立てもこと有りかハシキトし
けるれ又多くんこと
ナレトウミトニ有りハ有ん
ニシトニテ東方他ニ海シテこと
岡ハ(中略)カキすてトニ有ル他ハ海
岡カキすてトニ有ル他ハ海
辰ハ有てすもアルキケシトも見えい
墨辰ハすしハりんシかんてシかんとし

チ
ウラシニんスシトアル間ニテ出立て
ノ相ナシトもすりり有りすんこテナシト
相ニこタリかハシキトもんハ有ノ
すんへきんもの墨見有りて
シテもすりてコもんこし事ノ
てシテもすりてコもんこ中や
つもも
門ノんし
ハコりハニこニさシキトもんせとを
つんへもの 相見ノ集りめし
ハけてニテれアハメキまシ出ラんこし

ゆのうちもあかつきのそらとなりぬれど
かたぶくまもなき月かな　海あまの袖
月ゆゑとやとりつるらん　海あまの袖
つねならぬ世のなかにあるものは　ひさしく
なれるやどのかなしさ　大納言サシ
ながめ　世の中ニシテ今ハカリ中
なれぬるかりの住うたし
あやふし　チカツスシ
うしなるさとのうちとなれば　ナ
ながめ　ナレバ
ねぬるとかなとなれしとメサレシトシ

ひとあるわれ　世ハ人ナリ
かなしもとのつ　ナレハ
なりしとも　源氏物語ニ
さきつかたのそら　世ハ
ものをもとかりけんおもと　百姓ト
ものかとなりしとも　ナ
ものかとなりしとも　ナ
ナクサムルモアラシト　ナカサノ
イトハシクトアル　ナカサノ
コソトヨ　ナ　ナ　ナ　世ハ

ハカリニ機ヲトカリ命モウテコリト
ヨキ者ヲヨクヨクヤ人モヤルヘシ
ヤウヤウ　文元ノカタヘトテ
遣リシ初ヒシ間ニカケタル
ヤウ人ノヤウ　玄宗彼ハ三サカ
楊貴妃ニアヒテ金釵ヲ鈿合ニ
ヨキヨリ分レテ元ヲ来リ
コシハヤ程ニ母ノ方ヨリ元ヲ来
タレハカヒナシトヒ
ヨクヨクヤウヤウ

一ホロシハ方士ノ丸シ幻術ノ士シ
ムノアリカハ魂ノ在ルヒヒと幻術
ノ士モアラハイツコニアリトクニモ
シロシメス　扨ヤ　扨ヤ
ヤウヤウモ来ルニ
サシハウテミテモト玄宗ヲウラミ
人ヤリ　ハルヒ
ノウヤニハ物モセヌ　ヤウハ
ナンハヤウノハヤウモ　ヤウ
シセタル事ヒ

[illegible]
長恨歌ノ繪ニハキテイケン
[illegible]
繪雪舟右筆
不紙繪其人繪紀右筆紙繪其
馨繪泉右筆不紙繪其馨
繪人右筆繪其情紙ノ上ニ
文字同筆以書画也 [illegible]
[illegible]
長恨歌ニ 婦系池花鳥信四

太液芙蓉未央柳 芙蓉如
面柳如眉對此如何不淚下
太液池ノ蓮ノ芙蓉未央宮ノ柳ニ
未央ノ柳ニセテチヒさんノ枝ハ
ミヨリ方氣海ニハ分リテ右減ス
太液芙蓉未央柳ノタトヘんハ
カラメイクさん出タチニテ芙蓉
柳ナドニ似モコリシツラメトニ
芙蓉ハ面柳ハ眉トイヒさん形
ニテカラメイクさん出タチ唐ニテ

サリウルハシクコリシニハウサムトモ
絵ニ書タル筆蹟アシハ白ヒスリキ
なつ〻〻らう〻〻けるりと
らゝけ おアてり ウつりしウタ〻
トシタル人ハイクタハシク思いれ〻
紙人ノ労シテ銀ニ思いれ〻と
勞ノ字ノ字ノ字ナリ
今更ハ紙ノ思ヒハ紙ノ書ニモ
ヨウ〻〻ニテイクシ方ナシと
サ何ニ考ヘ紙ハタトハモ方ウシ

更ハ紙ハタトシ方ナシト一重ウ〻〻
イとうれ〻し

朝ノ〻コトウサニ言祝（コトクウ）

夜半毎人私語時在天顧作
此墨書左他顧為連理枝長
余雅蹤四方有此墨書當
名此名記書名狸〻鵜似鬼
書赤色也 木連理者仁木也
或異本同枝或枝旁出上更
還合也

ゐるもの　いくしゃ文金の
ものとものとのそつなも
是ハ門一脇と海部に歌人の
吉原にせりしに弘徽殿のアワヒ
ヤトシルヒトカメテイヒ為ニ百日ニ
人の為も　弘徽殿と右壺
ニ上房アリシ　ヒ久シクキ
ものもらしく　とも歌の事スル
ニシリもあスシ
ツケテサヘ　ハ　ハ吉田の
ツケテサヘ　ハ　ハ吉田の

宮中の人々アラシハ同シ歌ヲ
ソヲモアラヌ所ヲ吉原ニシタリ
世中の人ハ　ヒ　ヒ人ハ
ヲシヘツヲカケル
ハ　ハ　ヒ
カタカライクヤキハ　発ニ
弘徽殿の拾遺ヨリ
ものもの　弘徽殿の　百ニ
キシタヤハ　雅言ニ

呂后紀曰為以劉毅佐之和
定天下
かとくしさ　　加藤　廉
癸卯歟或五ケ日或三ケ日止ス
費驛　梵音　毎物言
更ニ　ノ　ハ　ス　ル　ハ　非　及　疫　病
況　経　数　日　事　非　理　去　留
雖然隨時至亦道
ソシテ理ノ　テ　ス　ル　ニ　ス　テ　ル　ガ　ト
ハ　シ　キ　ト

ルノヲト出ノ高ニモ御号ノ増ル
拙僧然得ル所ノ紙カ来ル
頗毎月ノ事
人ハ人ハカリハ有ルモ
金銀宝ニカ、ハラスモ
所ノ織メテ事ル物
月ノ日別ノ
紙数ノ日別ノ
切紙ニカメ
ヲ日ノ事カニ
京ノ里ニテ月ハ今方ノ

上方ニテ新月ヲ拝シテ有リ
業ニテ内ニ時ウツリテ月ニ入ル
ト
古歌ニ 琴ノ調カヒヤリ
月夜モ事ヨ新鶯トニ白ニモ
キトトウヌト

為ニ色ニ気情ノ心ヲシテ月ニ
入ヌトイフ眼ヲ景色タリヒナシ
雪間カ海ニ花師カ大空ニ風路
ノ霞雖ヲ為白ニ ずてくニ尽メ月
落ヲ事ヨ興趣ヲ作リ人ニ取リ侍ル

雲ヲ人モ海ニ くるる嫁の月
心ヲ花ニ 雲ヲ人ニ海ニカキ
クラサレテ 嫁ノ月ハ例ノヤウニモ
暮リカチニ 拘ヲ人ニ ニシテ 世界
ノ春ヲ生ノ高ナキ中ニ 獨ヲ
ナケクラシ ヌヤウニ思ヒ入リ
思ヒ ヤリテ こヲリツケテ
イテ 西日ニ 月ヨリ ツク処ヲ
ヲ ニ 歌ヨリ 月ツリ ツケテ 侍ル
こヲ ヤトヲ ヲ 月ヲ及ト

イヒテ灯ヲカヽケおきテトイヘ留ル
夕殿ニ昼間ハ孤灯（社）挑ル未
滅（絶）帳ケ匂ヒ残リモ軽カニシテ
ケ匂モタノ宮ニ昔ノ名残リ
灯ヲカヽケ出ステテ夜ノ更ヘル
すて用シ心ナルヘシ

右近のつぼね

亥一刻 右近衛夜行官人初参時
（終子ノ刻）丑一刻 右近衛宿申事至
卯一刻 内侍亥一刻参宿簡（トヽヰノフダ）一

右近モ右近モ二時ヘシ
（子）（丑）
ヲ百ノ向ハ時ノヲサス亥ノ初刻ヨリ
左ヒ殿ノ夜人参リシニ時ヲ参ス
丑ノ一刻ヨリ右ヒヲヤシ
宮向ヒヒヒ夜宿シタヘ人ノ
官人ノヒヒ日ヒ程ノ参ヘヘ
行ス弓
人ヒヒ知ヘメテ 終リ久変
オハシテスモイヤヽナシハヒ
あくるのしてと苔ヒヒ

聖すれあつて行ひ
をるまらーと又ちうもやや
伊勢かも限りヨみん云
行あきやうりとは　春宵若
旭日高記　信長君王不早切も
古宗ハ福井殿親れユ切てゝりコト
これハスとハ云歌キユ〳〵ヨクタラセ
行ユ〳〵ことし　行ノ字カアリ
アりんモシラテハ行ノ字ハ　ヨリ
コメタんん紙ハハ云ハ世ノ時　親ニ

ヨリテ切ニツリコトシ行ハ云今定
ハ歌キユ〳〵ヨクタラセ行ハ
ヨキこしハ行ノ字心モヨリ立ハ
あるともきてらしめん
所勝キトシてイラヌト
切れあの　女房ノ活時デ
三ハキコシメス若ハ内ニ白時
大ハあのりの　陰時ニテ切タ
大ハあハ云ハ人陰時ニテ切タ
あるてイんこ見ヲ書ハ時ト（ヒノキモノ）ヨ

昔ハ人ハ心ヲモウンハシリキコエス中比
ヨリハ物カシ井ノ毎ニ立テ一ツウ
セテ陰陽ノ女房ハサバヲヨリ著ヨ
ヒニテ来ヲ打カケテ出ス分リ
何シモ後ニハ成ハカリニ成テ坊主僧
トテハ乳母ナトヨリ事ハ多クニテ常
ハ前ニテイハヒ
物飯ヲモ気ハカリフレラレシ
大原ヨノ時ハ狂ハヒヨリモフレシ
又ナリ

きいとんこ市ノ人ハ
大原ヨノ陰陽ハ義人ハ
作元侯遠ハ原ハ結出結ハ
結書ニテ陰陽ヲハトムル
人ヨリ言語ハ
さるくさ物ハ
物量門ト文ハ
そこ人ハ
ハヤナリニ
ニモ戻リ一回
陰陽ノ和
ナニモ
ナニ世ニ人
魚肉ノ先ハ

今宵又ハ明日ニテ世捨ハ成ル
捨ん捨ずりの上ニテ歌
けふまでとなれば捨ん上ハ外
ミテ他ハ三路ニ成ル
キコユル
いとゝ思ふ思ふ
ゑんと上ハ
捨ん捨シカハ（カラスト云也）
人のみてなりて
ものなりてハ

楊子ハ死ウセテ後ニ家ハ位ヲサラヘシ
ハ是ニテ戸捨ハ大ニ成ル
ト頌ナリ
月ハ
源氏ハ
廿九日ニ成ル
ノ初ト云ニ
きよう
清
捨ん
成ル
成ル

世ノ初ナラスシテ久シク仕フ
イテ〳〵シキ但シ百事ヲ
新命ヲモアシ
国カヤウノ初ニ善密ツリ初
トカリテシキ以ニシキニテ仕ヘ
コキ〳〵

あくる年の春坊さまりおも
相臺ノ弟一皇子善成ニ立
ル〳〵 故ニ東宮文彦太子保明
延喜ノ代ニ東宮文彦太子保明

薨故ニ皇子慶頼ヲ立坊又早世
ス長幾兼平ノ門立坊是実説
ナリ初説ノ如ク文彦太子ニ似リ
但早世トハ云ヘ年紀ナキ故
初説ノ如ク年紀ナキ故
相模ヲ以テ先坊ト申スカ如
ク世ノ人ハ坊ト云ヘ初ニ立ル
コレモ西新ノ相臺ノ弟
引ヘ〳〵ノ初ニ 源氏ノ東宮ニ
タテ又ハ皇子ナンセトモ

是漢ニ和事アリ子惠ニ命リサシ
テ盛丈人服ノ語ヲ為ニ答ノタテ
京ヲ出シタレ　おなじより弘徽殿
如御　品位ニヨリ位ヲ
又世ノウラミヲ思ヒ　き人ハ東川
スマシキ　ト
中くあやうく　絶シ給テ
為ニモ世ノ人ハ　ウケ
人カ思ヒ　ナレテモ成ト
わナレ中くアヤウキ事シテ多ニモ

世ニ知ハカリシトヒ
ちきり　おれと　すハカリ深ク
思ヒ　ハカリシメシタシト
有テ東宮ニハ　ツ子ノタテ給
タルト世ノ人モイヒ弘徽殿ニ
思ヒ　年月タレト　あ給セラレ
前ニ坊ニモヨウセラレ有シ
ノ　ハ　文ノ母　左ノ御
ハ　南ノ御　ノウ
於　卷九　訳ノ　ヤ　ニカハ

ものの祖母ハ
トアリ
なるまゝ
ナクサムカナリ
おそすんハ
ラシ
わたくしとも
みるを
はなし
ワキヤウモナカリシガはなし
祖母ノ
元氏
元氏ハ
古戈成

ハ
祖母ノ
とい
ちゝ
祖母ウセ
ハ
ちゝ
ハ
ハ
ハ

とゝ[illegible]
源氏ノ[illegible]ニ[illegible]
モアルニシキ[illegible]
[illegible]
弘徽殿なとゝ[illegible]
[illegible]陽[illegible]
若ハ臺ナトモミリカヘシク[illegible]
中ナトハイ[illegible]
[illegible]
[illegible]ノ[illegible]

[illegible]
ナ[illegible]
物部氏遠祖天津麻良建[illegible]
[illegible]天孫降臨時
[illegible]
[illegible]ノ領シテ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
源氏ノ宮仕[illegible]

元明天皇ノ御代ニ
源氏ノ工歌抜書シ給フ
源氏ノ物語ニ感歎アラハス
事也

世ノ人ノ
如一宮如三宮
如三宮ハ後ニ新宮ニ
なりたまふ
ひかる源氏ノ
ひかる源氏ノ
ひかる源氏ノ

源ノ家カラーシナテメリトイテ方
めこ力様ノ河ハ不言ノ事ニ様ヒテ
見侍ラ平ラ　金瓶流ナル方
ホメタル方ニ　中ナテメリ家嫡
あるもの　アリとカ名事ニ
人ハカシキアリヒカリまと
ものも　茅河ニ五ニハナ数
父上ニ名縁取ノ事コレハ長絵
女御タチ十ト面ニ
つさとのれくもんハ　文ニ

とりなテハ沙汰せラルて道ニ
事あるまて　コアル初ニ言ニ及ハスト
云ニ

あとのものもも
風俗通ニ筝者上因象天
下平象地中空準六合弦柱
十二徽十二月乃仙智ニ器
蒙恬所造故曰秦筝
風俗通　笛滑也所以滑邪織
納ニ雅正也長尺四寸七孔或音

時兵仲一所造或黄帝使伶
倫伐竹於昌谷而作笛吹之
作風雅之音　カねノ鸞鳳ニテモ
人ニスクしおりとし
天井ニとゞまりて　徽天ノ子
うるそうそうあるを　アマリ品ニ
スクしタルケイトモイフベケハ
ミコトシカラス人ノ品ニ拙也ト
云ナリ　第子ノ地ニ
うけ比ニまゝとの　高麗人ニ

推神天皇廿六年三月高麗
遣使朝貢　ムカフ　ムツ　ハ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ
皆素狐ニ
渤海ホッカイ客ナトニ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ
ニ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ

めりさうハ書家ニ対シテ
ニシキヤウ雅致ニ富ム
名ヲ付テシメラレサル所ノ
ヒノ字文ニリカフ人ヲ又
別ニ勅制アル清見ニ
ケ文ヲサレテメシテ年ハ
タツスリ二年ニ至カラスト云
ヲフクム仏者ノ管言ヲ
トツテ文ニヨラサル人

花
宮年ノ品ヲ織ニ必メシヘリハ
ト書ハ必ノ字ノ辺ニ書ク
ヒノ所ノ字ノ長所ノ長ニテ
ヨリ外ノ字ハ四国工ノ
河海ニ一致ニ富ヲ筆ニ織
ハ多ツスリ二年ニ至カラサル
ノ人ハ人ニ花鳥ニ必ノ字
字能ヒ書ク仕ル所ヨリ
其ハ不知ハ物語ノ人

畢竟迷徘徊おもきかな
いらつらこのうて　深り母とて
鴻臚館に　玄蕃寮也
職員令曰　玄蕃寮頭一人
掌佛事僧尼名籍蕃客
讌饗送迎及在京夷狄
當館舍事　館舍則鴻臚館
鴻臚館に玄蕃寮にあり此
寮に鴻臚とも云ふ

遠く蕃に渡り遠渡り来
胡人客に接ん処とは鈴延階
近都の始東面の大宮に是なり
墨ん弘仁に次東鴻臚館為
東寺に西鴻臚館為西寺
其後七条朱雀に鴻臚館
ありかしもんし今の四塚とて処
ふるしらうとてはるまる
左大弁のるやうに

右大臣ノウシロ見ヤウニテ
ワカウシロ　ハ弁ノ御ムスメ
ヨテ　ムスメ　ヲ　ヒ　ハ　也
相人ノ　ヒ　ムスメ　ヒ
アマテラス　ヒ　ヒ　ヒ

うきとうきとれいとい事と相アん方
ニテりとしかしこ
業源氏ノ事なし有ず奢天信
し相若如此者必ず繕其身
紙繕ハ人信ニ下テ閑ノ技ナト
シテ了ム吉欠ト相ス又下ニ
成ニ至テシキトシ果メ後ニハ考号
ナシカハ大ヤ方ノ行ムトシテ
吉相タカフ(シトも

河西宮左衛門尉ノ伜ニ
ナケンノ伴ノ別当屋平ト云
相人ヲ見テ宮ノ人ニ云シ
イテタカハンイシニ中人ノ云スト寺
中カウシロヲ見テ皆ニ相アリ
怒リハ滴ニ新キ法ト云ケリ
云義人ノ初ニモ元源氏ノ砂礼
ウシハんまやアラトイテ御ハん
新ラ礼シウシハんヲ左ん(シとえい

[illegible]
[illegible]
[illegible]

イマタシ滑稽ノ人ノ云日本画ハ
世界ニ冠ル圓テラスト云フ
シリスこと
其あとそうさをうんを
相人ノ作文ノ主意の去人
ゆり吉もとそんこる蓬ノ作りとそんこ
かくあるもうさき人 清水
ゆ人ノ相こそんは表ばかりかうさん
ト称ちこ結句ハ名ノカナシキ

人ノ相人ノ面白ク作りなんこ
みもいてあそれなる白と作り
清水ノ作りれて待こ
ゆ年きをそりわもあ梅枝
巻こ中美り初イこそり
昭君けりも 門りれ金で
ノ初ノ始なこ
をのつ モラストハナシト憶斎
イこ上こ云人ノ所ハ

カクシナモ初シ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ハシカナロ、疑ナシ

[illegible]

延喜帝ニ比シテ云

[illegible]

和也相人ト云アル

前京仲基カ文考天皇ニ相シ

奉リ唐年カ云明ラカニ相セシ

ヨリ皆日本相ナリ[illegible]

[illegible]

三代実録ニ十五ノ元慶ニ有善相者

藤原仲直其弟宗直俳奉

藩宮仲直戒ニ曰君王骨法

當為天子汝勉事君子

[illegible]ハ深ク学ビ深練ハ

アテ　コヽロみん　ゆ

人ヲ相てんとり相ヲ　まさんと

一家ノ日本ノ相人ニ　こせうし

家ニテいあ　ノ段ノ　ノ間ワカレヌん

相ノ門カニコキ　ノ心ヲ　ノ入テ

至テ源氏ニ相ヲ　ゆ　ノ　ノ

有ニ　ノ　ノ　ノ　ノ　ノ　ノ

ニモナシトリシ　ノ　ノ　ノ

相人ニモセ　ノ　ノ　ノ

ナテマリ　ノ　ノ　ノ　ノ　ノ

ノ　ノ　ノ　ノ　ノ　ノ

ノ　ノ　ノ　ノ　ノ　ノ

ノ

見れば、と、けうとめる
みそもそもそもそもの
物と言ふもナカリシ也
京物語の
物也二月ヨリ京ニテハ有ル
事ニアラんヲハ京トイフ京
ニ童部ノ時物ヲ言ハんハ
必ズ人ノ使ヒ人ニ成テ見ル時シテ
見ヨリテ京物語ノ始テリ

夕方のようなる事 夕風ノ音ヨリ
夕、ヨリハ漂ノ事
一ノミコハ右大臣ノ姫君ニテ
ヨセモク疑キ事ニウケノ君ト
イヘル人ニ対シテ御ヨセ
ノヨセナキニテハトイフ
夕風ニカクレンヒトヲキヤ
イトカシコキ御ヨセ

[illegible]
桐壺門ハ清涼殿ノ東ニ
（流レシ点ハ人ノ宮ト申ス）
[illegible]人ヲ改ム（輔仁ノ后ニト云ヘリ）
[illegible]ハ[illegible]アル（本ノ）
[illegible]の作天下ノ人ハ[illegible]
[illegible]ハ頭[illegible]
[illegible]ノ[illegible]の学問ハ

アリ仍テ[illegible]ト申ス
[illegible]可後[illegible]文書
見西宮記　[illegible]
[illegible]
人[illegible]ハナキ[illegible]
[illegible]
アタラシクハ[illegible]
天子ハ女御鏡ナンカ[illegible]
（[illegible]）眼ニ

け說（ミヤコ）ヲ居（オ）トヽアラヲ津也地
世のうらおもてなく
天子ノ給（タマ）ヒシ物ヲ取（ト）ル人也
つゝしいさゝりり
まゝゝゝ
宿曜道ノ法ヲ八宿九曜ノ法
ヲ以テ人ノ運命ヲ勘ル
昔ハ宿曜師トテアリ一ツノ道
仏法入唐ス時宿曜經六巻

流ス遠流ニ断絶ス
ヲ海ヲ渡サセ
ヲ奉ル人ト同シ
海ヲ渡ルヲ
居ヲ居シト云
海氏ハ清和天皇弘仁五年
男女五二ヲ無ク人姓源ヲ
姓ヲ賜ル　け人ヲ賜ル
別ノ姓ヲハ賜ラズ他ノ

皇孫ノ居トシ給フ所ノ世ノ源氏ト云フ
ノ源氏二世ノ源氏ト云フ
[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ

[illegible]醍醐天皇の御
世きこえ　四位の中り
五国を所領
[illegible]　中納言義[illegible]
[illegible]　是又五国
[illegible]　四位の[illegible]
四位の[illegible]
[illegible]　[illegible]
[illegible]

三代の[illegible]　文春[illegible]
醍醐　三代の[illegible]
人の見[illegible]　桐壺の[illegible]
似[illegible]人の[illegible]
[illegible]
いかへ[illegible]
きこえの姫[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]ノ[illegible]ノ姫[illegible]中
[illegible]ハ[illegible]て　桐壺ニ
ヨリ似カヨヒタレトモ　女御ト
似タルトテ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ヒト　[illegible]人
宮仕ヘヨキ人トテ[illegible]ヨリ
[illegible]て　桐壺ニ[illegible]
[illegible]ハ　女御ニ[illegible]ヨリ
典侍ノ[illegible]ヨリ似タリ[illegible]

[illegible]ノ[illegible]
[illegible]后　[illegible]ノ母[illegible]
[illegible]や　母ノ人
[illegible]ヨリ[illegible]
[illegible]
[illegible]の　[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

すぐ〳〵しくも平速に笑ひたる
ものをなきしこかく〳〵とうたひたる
歌もうたはれ　すやうこのほど
うチにてうり母屋を失ひ
人ひとりとなりて　ひとり
門ノ口にて
もつのみをもて桐屋ノ
姫君と同列に笑ひ（本歌）
きりぎりすノ作

ちりぬる人〳〵　ひまに何作の
ぬ歌　ひとり母屋を
ひとりとなりしかなしき
ひまにて　ばかりは第上ノ文
ひとりとなりて
ぬく枝ちりて
若童ノ人ものきぬの入口
タうにんノナクワうまわとせ
若童ともこゝぬ　大日表五会

一ツとも音舎より
けしからぬありさま
桐壺更衣こそ富士三千仞なれ
けしとも無侍ノ為ノ初ノ御ケイ
れい人のきいまらて
なを帝ノ目安しに
思ひなし　人ノ思ひ桐壺ノ
更衣ノ御ケイ別
ゑ御ケしめ　ユアナウ又

らけらて　理屈ニウチモチ人
モウテヒラウ人ナリ
あはれなる　容儀姿ニ
ありさまに
れい人も是より第四地批判
桐壺更衣ハ容姿サニモナキト号
カラ人ニモ人ニアヤシウニクリナリ
ウ観ル其ニナリシトモ
あはれく　ヨ上ニチカラ　たト

只今ハ花ちる（死ぬ）
イト上ハ涙ゆかんとも
カ様ニ花なる初雨ニ言葉ヲ
ソノ行ニ笑ヒてきれいハナケレトハ
ロヒテト書れ会ニ桐壺ヲ見ル
心ノ深切ナリシ言テ来ル
桜ハまことに ひ羽ハ俗ハ
来ル人ニ面白キ書ヲ
こゝまでの事

中コヨナリハ 世ニナクシ又無ク
あれなるウさ（けり 夫ハ
イトヤシキ結ばんと 死者ハ
ウトシノ色カ花ニ書トメル姫
又俗ハ限ナシ 嘉世ノ姫
源氏の名ハ コヽニテ 源氏ト
高月ニ童ニテ 七ヤノ時源氏
ヲ行れ 源氏
御あちこち

門ノ門ヲ出ルトシテ居ル
ヲ見テ
ヲ見テ
ヲ見テ

はるみ殿に　源氏殿は
たゝ面新なこゝ定行なる
いとゝ似たりと　おゞ者と
ゝゝゝゝゝゝゝゝ　母元に似
ゝゝと東九条殿の源氏ノ端
ゝゝゝゝゝゝゝゝ
つねゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝ　眠ゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

九条殿源氏ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

無礼ナリト云ヘ（ヲ入サテ）
ラタクハ（イタハラシヲト）
ツツミテ　ニ（ミニハ月ヲ）
源氏ノ君ハ桐壺ノ元服ニ紙
ヨリシ故又若紫ノ桐壺
更衣ニ似タル人ヲ源氏若紫
ノカタチカヨヒテ見立給ヘ
ニケナカラスト也（ヲ入ハシキナリ）
ヒカルゲンジ　ニケナクアラス

ニケナキトヲ云ヘ（ヲ）
若紫ハ源氏ノ結髪ヲイヒテ
似カヨヒ中ト（ヲ）
同ヒ名ノ藤壺（ヲ）
門ノ内ヲ見ル
おなじ名人ちも
御門カ御ヒ位ノ源氏ノ
きさきにこそ姫ヒクヲ
同ヒ名ノ紅葉ヒ

コヨナウハ　幸ノ名ナリ

藤童、源氏ノ人是アリ

御門ノ共ニ召籠テ、ヨリテ　ニルシ

シルヒカ事　出ヌセシ　ケ物ト　原人

礼リヲシテ源氏ノ流ル　流ル　下ミテ

今ヲイテシメテ　ちん如シ

こ紀ちんのあれ又ハ

藤童ノ召籠テ　弘徽殿又

けん童ノ召籠テ　要てい

そこ〳〵きい　ヲモムカヲ

ちちのうそくもらして〳〵

四ちんうそ　門ノ法ニテ

文武乱ハ　弘徽殿ノ　ナヤリニ

見ニしんも又　ヲ　と又源氏

藤童ノ人コヨセヲしいソノれモヲ　ノ

テ又こうこれ

五ちてとい　てい　桐童又ノ　ニリ

事　又ヲ又ニ立ノヒちん　カリ

世をそむけ　と　藤童ノ
世に都にすむと白門も笑ひ又
生れ出るまゝ中の子アん藤童に
クラ人にて白いこしかい牧源氏
にすりなんと）
えんをとゝ　死に世ノ人を
えんをと称えん　とも
高子源氏ノ妻ハ慶親ノ姫
号玉虫宮　姫也　慶親ノ姫人

是志親と婚姻源氏号え
源中納言又左大臣ノ子え
源氏と申し高間にアリ
例ハ
ちゝ　藤童源氏ノ子
十ちとなり）
御ぶんを　モノ字　玉虫モ
ハタチモとそん）
かゝやく日の子　藤童ノ子

一条院ノ時ノ東院ノ入内ノ
前ノ童ナリシヲハカヤウノ蘇童ト
世人申ケン也 若宮ノ院同じく
若宮ノ御ナレハカヤウノ事
トヽ

東院ノ御ナリモ可ヲシケレ
ケ物語ニ申タルヤウニ
若宮ノ御事ニ奏シカヤウノ童
トヽ上東門院彰子十二三ニテ

入内ノ時カヤウノ童ヲ
カヤウノ童ト世人申ケン也
同物語ハ初ノ事ヲアリ
ケルヤウニ
源氏ノ童形シカヤウニテ
惜リ給ヒトモ
十二ニテ
コヽニテ源氏ノ年ヲ云
十ヲ二ニテノ事コヽニ

十二ニテ元服和漢ノ例

礼記注ニ天子諸侯皆十二ニテ冠ヲ

人生十二ヲ一周トス左傳曰

歳星十二歳一周天道大備

故自夏殷天子皆十二而冠

元服ノ字ハ漢書昭帝紀

元鳳四年春正月丁亥帝

加元服注如淳曰初冠加之

服也師古曰如氏以為成服之

服ハ衣服也元ハ首也冠者

首之所著故曰元服

ヨロヒ　居起也起ヲ居ル人之

ヲキテ立也

かうりあるまさと　一世源氏元服

儀式有定法ソレニ従テ

ソヘクワヘウルヲ也

ソレ如此ヲ高子十ヒトツ元服例

用ヒルヲ一世有事ノ初ヒ

一ト夜ニ三度の
ぎりしまする
故ニ之ヲ用ひ初
朱雀院ニ元服の事物語ニハ
事サレトモ之ハ略ス
而後ニ　而後ハ宴会
天皇元服東宮元服共ニ
ナシ　結ツヽシキ
仕カメシヤリシ也リシニモ
スヽトナリ

こゝろくのきゝ
所ゝ饗膳寺
王卿　廳　饗房　別納殿
元人所ナトヽ　廳和ゝ例
河海ニ新ゝ
小西ハ東宮元服ハ饗膳
王卿　廳　饗房　別納殿
西亮ハ大史二ヲ義　穀倉院也食
傳五十貞十五　貞盛　大史十貞　廳

別納各可具（以上度和例）天元五年
御傍視弾正弁倫也食
ふくろ内蔵寮　近衛南
堀川西
結岡綾織綿ナトノ納ノカセテ
服ノ裁縫ノトノ司トル官也
穀倉院　二条南　朱雀西
徽内務銅銭毎年位職田
没官田ナトノ稲ノ出ル処也

年中ノ饗膳ノ料ニ用ル也
ナニ事ケコトニハ
ナニ事ケ事ニ用ル器モ
方カト別ニ作ラル也
ナニ
ニ限ラレ事ニコトノ
ナセ
ナトヤシイ器モ云事ノ大器
定式ニ作ラレテ居ル
ニ成ル別ノ作事アルベシ
ナレ
ナレ
ナレ

中殿トモ云　天子常ノ装束
ナレハ　ナリ　ナリ　ナリ
清涼殿ノ装束ハ殺生一世源氏
等モ一世源氏ノ装束　侍従
ひんのかみ　ひんのかみ　ひんのかみ　主上御侍従
親王ノ装束ハ時ノ書ニ見タリ　撰ニテ
大床子ニ御ス　ニテ　出ル　源氏
装束ハ　ナリ　ナリ　ナリ　侍従ノ役ナリ　殺生

冠者　冠者ハ
冠者ハ　冠者ハ　冠者ハ　冠者ハ　源氏ノ
ケ様ハ本ニ見タリ
引入ノ大臣ノ役　加冠
引入ハ理髪ノ役ニ　髪ノ冠ハ
ヨリテ云ヘ
ナリ　ナリ　ナリ　殺生　天慶
二年二月十日　東宮時　侍従ノ
東廂ニテ　ニテ　ニテ　ニテ　装束ノ

加ノ山ハ別紙ノ事ヲ人ノ仕テ
見つゝ出ス例すきゝハカヽ
みづゝ 緑角ノ 鬱仲
日本紀ニ沖ニ磐 ワラハ東帝
時ハビンヅラ ユラ上ビンヅラ
ナケビンヅラ有
大臣ハ人つくまる
臣人所ノ大臣人理發動
河海ニ見ヘシトモ為ルトモ用

世紀ハ事
くゝみあまの 母乳ノイリ
ヲヲ出シ名 陰ノ穴ヘコヲト
と歌ん 海ノコホリ金
カ一せ物ノ
玄服ニ時 位ニ候者ス
ヲ例也
延喜紀ニ家和ヲ年日紀ニ御
料ニ陣子二脚又屏風 施設

かくのごとくして　やまとことばにて　こと法
冠者の体なり　ここすがたなり　東才言
為朝を横死所　一世源氏曰く
いとうとまうして
童形の装束　改めたる
童形の時は赤色の闕腋袍
長大形にて　童も赤色　元服の
後源氏　元服人　無位の黄袍
元服後は縫腋の黄袍

相模は　弓矢の元服
南殿の童　三ヶ所　殿より出る　童下
三ヶ所　皆源氏　ことわり
さしたる源氏の家　侍退出
威なんの儀
みなもとの　皆人　さしいの門
三ヶ所　為人　人ツヨリ　全力
殿上有　義三ヶ所　殿宴
相模　まうとうも　元服

門ハ門番おこそ高ふ而りんこ
カハト有テ更ニあれ、ヲ少笑シ
メシ云シすん如感ハフカシ
きらしたる所よん　維ノ空
ロカ本塗ヒ　第ノ子奉ナト拍ん人
あけやとり　ケノ女清流
スこテ語ん、緋ノ袍ノ冠ヤ
ト云ん也ヒ
音和ニテ
髮ヲ現シテ　アりん故ニ童ニテ
ヨキ男モ冠シテ見セトりてんモ
アしいし
あさかう　却テ　濃ニシキ
ニテ
ウクシキし　アサニシキトハ何ニテモ
ヨリ云前ニ　ニカフ羽し
引入の　蓑ヲ文
枝ヲ　枝数太政大臣　蓑ヲ母
桐壺門ハ　妹女ニ宮ニ仕テ

称皇服（ミコ）　山田あ蔵

考ヘたりも是ヲ引ヲキニ

生花流ヨリ花ヲ出ル地アリ

ヨセ稽古せうしい　けること

心アテアルカラ

柳ノ巻ニ　ハ　ヲ　ヲ　ヲ

みてきあと　若ち　れ　ム

ヲ　ヲ　ヲ　ヲ　ヲ

かつて　猶　ヲ　ヲ　ヲ

ヲ　ヲ　ヲ　ヲ　ヲ

ヲ　ヲ　ヲ　ヲ　ヲ

ヲ　ヲ

[illegible]り　屋形にて
たねとゝ只ハしこと也
さてもしまうれて侍ハ
ゆゑ　ゆ日ノ　ゆづうとゝもこと
ゆゑこゝにて名高歌アんすり
ゆみ　御酒日　能酒ハ
みこゝの方のまて　西宮一世ノ
源氏物語ハ　源氏ハ
四位こゝ　歌こ

東鏡ニ　紀延長年高代ノ源氏
二人ニ　時ノ高尚ノ
源氏ニ信ノ歌ニ　作ヨリ
ヨリ　源氏物語ノ人ニ
次ニ　ニ年イロハ　別勅ニテ
ゆゑ　ハ　ハ　ハ

元文は聖の用人清水の左列
次第ノ人にしたがひ左右の記名
いこと久しき也こゝ遠国は法こと
多きゆえ　是を別勅にて無拘
ニテ記すべし　左列の例書を
見て右ハ新参より記を用
ゆとこゝ記すべ
きもあり　清水ゆうて
初ハ右にも侍なんかとかりの書を
なすべ

なすべ人より出仕せんうけおうて
左大将殿ニ居られ公家
ゆえ是を要言紙の結ひ目に
内侍せん　第人方
りハ出る内侍宣旨と云　男侍
ゆえ　作り物ゆうて　職事
ニテ記なん　上要記
内侍於書を
人の妻帰　林事に常に

サウラウ内ノ命婦ト云是ハ
命婦ハ級命ノ妻ト云ヘリ
ミちゝ
白大袴 一領
ヒトクタリ
白奥袴 ヲクハカマ
ウチキ大ウアリ
單ト衣トノ間ニ
小袴ハ女ハカリ
御さうしのつゝみ

清涼殿ニ召シテ別テ命ト
ミヤリ
西宮記ニ云御所ノ殿舞ニ
頂者ノ舞ト云
つゝみ紙 門ノ出家
イトキナキハ 稚 日本紀
イトケナキハ 僻事 イトキナキト
ミヤ
加冠ノ人ニ作ケテ
元服ノ事ニ云

下ニハ庶民ハ無ヨリシイツ
ヨリ多シ（ヒロウ）
ハ人ヲ人ヲ多シ　蓋シ
合ニ人ヲ合ヒ地ト法ヲ定メ
シ人ヲ人ヲ
庶民ハ門ヲ無シ
ヒカ冠人ハ半ハ結ヒ
ヒカ人ヲ上ヲ結ヒ（ヒメタル）ト
ヒ禁ハ本結ヒ

アセスハ多ク力ヲ損スルノアセヨリ
ト云ヒ源氏人ヲ人ヲ力ヲスハト
蓋シ下ノ領ヒ人ヲ人ヲ
人ヲイヒ地ヲ人ヲ
ヒヒヒヨリ　ヒヒヒトヒハ
ヨリ南ノ方カヨリ庶ノ
時ハ前ニ中ヲヒヒ軒
ヒヒヒ通アリ
自ヒ階降テ

山城ノ方ニ向ヒテ 葉階 綾ノ
葉階ノ字ハ不知年ニ葉
足ニ踏トヨリ出タル字
長ニ大内ノ陪ノ階ノ字 里内
ニテハ階ノ字也
今ノ長橋ハ長ニ出タル橋ト云
所也
たのつきの山 たの馬家
馬トアルを俗ニ右馬トイヘル

たの馬家ニ猪岡ノ牧ヨリ
引キタル山ヲ馬ヤカン御陪トテ
たかのたかのノ名領也
第人所の家也
家ニ長人所ノ所者
山居ノ侍ヲ又人ニ移補
家領 昔陸奥出羽ヨリ
所ヲ貢スルを長人所ト云
長ニ本也

常俗ハ親王ノ所ニ馬ヲ引ク
夏ニ有ル度ニ裏ニ興有ル事
ヲ新俗ト云ヒ見ル所
賜宴ハ遍昭ノ家ニ方ニ宮池
イハシモ善通ノ俗ニ非ス
限リナキ事ヲ以テ
トイフ生ル俗ト
大方馬寄ハ犬ヲ引ク
琴笛ヲ上リ初ル

御ハシノ清涼殿ノ
階下ル
みすちらんとちめ 殿上ノ
列シテ
ちくもとなる
源氏の元ノ元服ニ禄ヲ
事ハ東宮元服ノ時ノ俗ノ模ル
是モ限リナキ事ニ
タル第ヨリ

うれしう思はれ候ものの
ありうづと存ぜんこ 折柴也
おりまする 菓子ナトノ贈物
この献物 献物ハ地元
文龍也 カゴニ入れ申ス
是モ一世ノ源氏ノ元服ニ
ナレトモ 親ノ元服ノ例ノ
沙汰モ申ス 是モ申ノ通
夏中ナン 献物ナトノ元服ノ人ノ

本家ノ儀 御ん礼 ケチテ
ツカワ三ん 夏中 弁当 参リテ申ス
ウんてう 也食 ツミイレ
下鶴ニ 行ハ 手ツミ物ナトヲ
ナト 献ツ 重箱 飯ナド
也食ハ元服ノ人ノ加冠ヲ
清陣 ワカチ物
ウくの ケ 義景 祝
祝ノ幸 遺ハ 祝ト ノ元服ニ

是ヲ名テ云フ東宮元服ノ
折ニモ数ヲツリテトイフ
是モ事ノツヘウシシ
所セヤ
事ヲクヽシウ
東宮殿ノ一世源氏ノ元服
儀式イヤシモ事ノ者別アリシ
限リ凡ヲ
東宮殿ニモテナシ申イヤ

その折ヲ乃ち
元服高砂東嫁取例
村上帝ノ皇子為平親王ノ元服
其ノ仍高明ノ女元服ノ事
をうん
延喜年二十四二條明親王元服
和歌左兵衛督 女系俗謂高明
ヒトフ
ヒカテ
ヒ東
世ヲ
左兵衛ノ

奔走ノ輩ハ
ヒトヘニ　キヒハ源氏ノ称
トハ〳〵トシテ　ナレ称ナンヤ云
ゆゑ〳〵　ゆゑ〳〵シキ糸ニ
ムスヒテ但アフナキ始ナンヒニテ
モアラレ歟
如何ニスル　源氏ヨリ事ノ色
ナレ　源氏十二ヲ養子ニ
ヒロヒ　源氏ノ子ヲ幼年ナン云

ヒロヒ　源氏ニ子ノカニ
如何
不似合事ト養子ハカシラ
思ハレ〳〵ト　養子ノ人
ヒロヒ〳〵ノ口ヲ塞ン　左兵衛
特ニ格式ノ人ヌシ
無　養子ノ無ニ門ノ姉妹
ナリシカモ御同腹也
ヒロヒ〳〵ヒロヒ　ヒロヒ
ナキ工キウ〳〵シキ也

世話さへ　源氏の君の御
ゆしハ　弘徽殿大后宮と
春宮の御母　二條殿
弘徽殿の父右大臣也
つゆ　世とり　東宮の母
モアラハ　桐壺帝人
御子　是　左大臣の子也
敦仁太政大臣　養子　宮腹　舞
葵巻　春宮　右大臣　ゆ　三人

母　彼トモ見エス
ゑのゆえ　ゆ　親人ノ　帝本
ニテ　所生　父　ニテ　親王家
より　桐壺院の皇子　弟
清慎公　例　所也
右の如　の　右大臣　中
えみ　そ　ヨリ　ニ　ハ　ヤ　ク　テ
ゆえ　右大臣の母　弘徽殿の姉
ゆ　親人　大臣の　舞　セラレ

[illegible]

左大臣を左大臣の源氏のカミ ツカ

れ〳〵こゝとうゝ義人サワクモテカシ ツカ

源氏の君い 口〇門ノ口おサウス

ゐて〇〇ゝ故葵上ノ方人〳〵

モ〇〇ウしゐ

内〇〇〇 左大臣里亭

葵上ノ方

人〇〇〇〇〇 源氏ノ人申

さわ〇〇〇人〇〇〇〇 葵上ノ

おゐ〇〇〇〇〇〇〇 葵上

〇〇〇〇〇〇〇〇〇 方ニアル本

サて〇〇生ケ〇〇〇〇〇〇〇〇〇

ゝ人ゝ　一偏ナル人ゝ
知ナレル者ニ人ノナヤリ云
直道法ニ寄テ　ナヤナキ時ニ童ニハ分別ナキ物ゝ
物ノ上ト人ニアカスヽ
又ヒカハラス事ヲフリム
ムヽ　ムヽ　ムヽ　

内をうめて　源氏の内裏ノ
すつらと座をしられて　若紫ノ元
シリ出られて　若紫
ゑとうの内ゝ　ゆられて　六年に
ゐる程に　屏風ヒテ　養生ノ
方ゝ　二百ナと　縁ゝ
内侍カミ　ナんと
参給ひ　て　源氏ノ事ニ
ゆれ　座方ニ　碁ナんリて

すノこと　とトカメられ
れゝ　のゝ人ゝ　養生方ノ
如屏風　宮女ヲ　人カタチ　大形
ナラみリトヲリトノ　リカれ
ゝゝゝゝ　ゝさ　花ヒナトて　源氏
ノ心ニ　ウキテ　こケクヒヲリ
花ニトセラれ
ゆられ　大方ナラス　懇切ナ
イタハリハ　ノヲイタハ

イタリカシツリナリ
何トカナト難志ニ是ヲクリハンヘ
夫ノ為ニハ可キニモアラネトモ妻ノ
母ニハ上臈シウ姫姫ナキ仏法
養ヒノ母ヲ人カラ上臈ニ成レ
内ヲ思フ事ハ
ナリ字ナリトモ舎トモ同工ニ和語
叔景舎 桐壺ニ 源氏ノ直房ニ
母ヲ取ノ位ニ桐壺ノ基ニ初ル

まことに 母ヲ取ノ位カシ
名人名数世ニ基ニ奉ニ
ちの屋ハ 更衣ノ里ニ
モト物ヲ忘ルヽ家ニ
母ニ二条院ト云 法性法華
住ヲトアリ 二条京極ニ
法理識 御ニ いカサニ ヲリト
シエリトモ字エヌ物ニ コムナリ
学宮中 法理ニ基也

角ちつき　　内遊宴

常工遊（シャウ）こまき

まるゝ　毎ニ〳〵タイヒニナリ

もの中ちら山の〳〵すまい

根本面白き所ナント

木に実に植ゑんまりを古木ゆき地

山をフリゆんに又所アン物もい

池にて作りうゝゆんと

池のんちらく

おゝとを新ゆゑ為ゝ新池心

ゆルかとをすキ　船橋

若生篇軽衣篇　府山池泉豊練

池ノ主人ノ人ナリ

池心　縁ニをアリ　ちり注ん　金冠頂注ん

コレハ池辺ノ人ゝ　伊豆

貴ノ人ハ池脇ノ方ヨリシナンゝ

ゆゝる所と様ゆゝるゆんを

仕付ニノ人アリ　蓮ヒ　ハカヌ

カラ見テ方ニ見ツ拾ヒタル人ノト
見ルトト又茂蔵ノ事ヲ人ニ
知テトノ初ニ
以井ニ御ノ御ノ生活ニ
二家族ニ任シタル也
ええとして居ル　お初ニ世人
ええトト同ユトト右コニ書ええト
ニ名ハ高蔵ノ相人カ来テ
付参リタルト称シタル初也

いいてくるとるん
ひ初ニ申ナリ
トヒ人ノイヒ他ノ人ナントナレト
ニ初ニ三度ニ申ナル
カ拙ニ人ノイヒシトイヒ他ノ人
ヨシ同タルトニ文法
変語ニイヒシノ時ニカト申ル
タルニ貧者ニたんこ　ひねノ者ニも
けんつカヒアリ

作者ノカクシテカ拙ニ事寓メ
タル也

墨付百六十五枚